

第 2 次 尾 張 旭 市 男 女 共 同 参 画 プ ラ ン

平成27~36年度 (2015~2024年度)



平成 27 年 3 月

尾 張 旭 市

「市民一人一人が輝くまち尾張旭市」の実現を

尾張旭市では、男女が真に対等な市民として、性別に関わらず持てる力を発揮し、それぞれが人権を尊重する、男女共同参画社会の実現に向けて、平成17年に「尾張旭市男女共同参画プラン」を策定し、平和で豊かな地域づくりと誰もが喜びと責任を分かち合えるまちづくりを通して、様々な施策を推進してまいりました。

しかしながら、少子高齢化の急速な進行や、家族や地域との関わりの希薄化など、社会情勢が大きく変化しているなかで、いまだに、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける性別役割分担意識は根強く残っており、男女間のあらゆる暴力の根絶、政策・方針決定の場への女性の参画の拡大など、解決しなければならない課題が多く残っています。そこで、男女共同参画をさらに推進するにあたり、市、市民、事業者及び教育関係者が協働して様々な課題解決に積極的に取り組み、まち中に元気があふれ、市民一人一人が輝くまち尾張旭市を実現するため、平成25年12月に「尾張旭市男女共同参画推進条例」を制定し、平成26年4月に施行しました。

そして、このたび、条例に掲げた内容を具現化するため、「第2次尾張旭市男女共同参画プラン」を策定いたしました。本プランでは、「地域防災における男女共同参画の推進」、「ワーク・ライフ・バランスの推進」、「暴力を未然に防止する仕組みづくり」を重点施策として定めております。今後とも、本市における男女共同参画をさらに推進するため、皆様方の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

最後に、計画策定にあたり、ご尽力いただきました男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、関係各位、アンケート調査やパブリックコメントなどで参画していただきました市民の皆様に心から感謝申し上げます。

平成 27 年 3 月

尾張旭市長 水野 義則

【目次】

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	2
2	計画の性格・位置づけ	3
3	計画の期間	4
4	男女共同参画の歩み	4
	(1) 国内の動向	4
	(2) 愛知県の動向	5
	(3) 尾張旭市の動向	6

第2章 尾張旭市の男女共同参画を取り巻く現状と課題

1	統計データに基づく尾張旭市の状況	8
	(1) 人口の状況	8
	(2) 世帯の状況	9
	(3) 出生の状況	10
	(4) 女性の労働状況	11
	(5) 女性の参画状況	12
2	市民意識調査結果の概要	13
	(1) 家庭における役割分担について	13
	(2) 各分野における男女の地位の平等感について	15
	(3) 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について	16
	(4) 就業における男女共同参画について	17
	(5) 地域防災について	18
	(6) DV（配偶者や恋人からの暴力）について	19
	(7) 男女共同参画社会実現のために力を入れていくべきこと	20
3	団体ヒアリング・企業ヒアリングの結果	21
	(1) ヒアリング調査の実施概要	21
	(2) ヒアリング調査の結果概要	21

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	26
	(1) 基本理念	26
	(2) 基本理念達成のための計画のあり方	26
2	基本目標	27
3	施策の体系	29
4	重点施策	30
	重点施策1 地域防災における男女共同参画の推進	30

重点施策2	ワーク・ライフ・バランスの推進	30
重点施策3	暴力を未然に防止する仕組みづくり	31
第4章 施策の展開		
1	男女共同参画に関する学習・啓発	36
施策1-1	人権・男女共同参画についての意識啓発の推進	36
施策1-2	男女共同参画を推進する教育・学習機会の充実	41
2	家庭・地域における男女共同参画	45
施策2-1	家庭生活における男女共同参画の推進	45
施策2-2	地域社会における男女共同参画の推進	48
施策2-3	地域防災における男女共同参画の推進	50
3	労働における男女共同参画	51
施策3-1	女性の就労機会の拡大	51
施策3-2	ワーク・ライフ・バランスの推進	54
4	意思決定の場における男女共同参画	59
施策4-1	政策・方針決定の場への女性の参画の拡大	59
施策4-2	女性が力をもった存在になることへの支援	62
5	誰もが安心して暮らせる環境の整備	63
施策5-1	女性の性や健康に関する理解の推進	63
施策5-2	困難に直面する男女への支援	65
6	男女間のあらゆる暴力の根絶	66
施策6-1	暴力を未然に防止する仕組みづくり	66
施策6-2	被害者支援の推進	69
第5章 計画の推進体制		
1	推進体制	72
(1)	市における推進体制の強化	72
(2)	市民との協働を支える推進拠点・ネットワーク	72
2	進捗管理	73
(1)	指標の設定	73
(2)	評価・検証	73
第6章 成果目標		
		76
資料編		
		80

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

1999年（平成11年）6月に公布・施行された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会の実現を、「21世紀のわが国の最重要課題の一つ」として位置づけました。

これを受けて、本市では、2005年（平成17年）3月に、市における男女共同参画の方向性を示した「尾張旭市男女共同参画プラン」を策定しました。その後、社会情勢の変化や施策の推進状況等を踏まえ、2009年（平成21年）に中間見直しを行い、男女共同参画社会の実現に向け、さらなる事業の推進に努めてきました。

また、2013年（平成25年）12月には、男女共同参画の基本理念や、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めた「尾張旭市男女共同参画推進条例」を制定し、2014年（平成26年）4月に施行しました。

このたび、現行の「尾張旭市男女共同参画プラン」が平成26年度で終了することから、同条例の基本理念に基づき、今後の本市における男女共同参画をさらに推進するため「第2次尾張旭市男女共同参画プラン」を策定します。

男女共同参画とは？

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいいます。

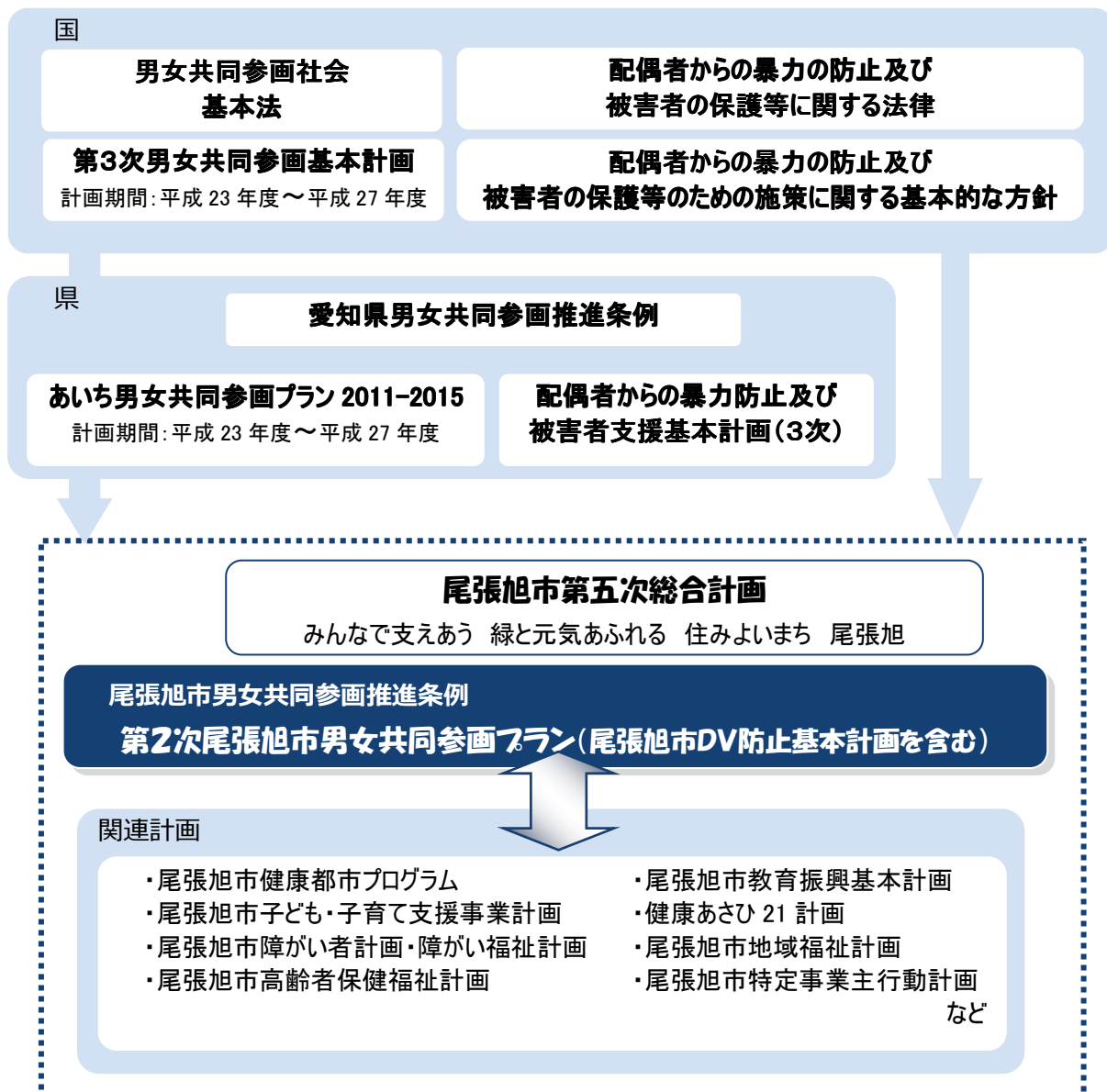
（尾張旭市男女共同参画推進条例第2条第1項第1号）

2 計画の性格・位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定められた「市町村男女共同参画計画」にあたります。また、「尾張旭市男女共同参画推進条例」第10条第1項に基づき、本市が男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画です。国の「第3次男女共同参画基本計画」及び愛知県の「あいち男女共同参画プラン2011-2015～多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」を勘案して策定したものです。

また、本計画の基本目標6「男女間のあらゆる暴力の根絶」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に規定されている「市町村基本計画」（尾張旭市DV防止基本計画）として位置づけます。

なお、本計画は、「尾張旭市第五次総合計画」を最上位計画として、福祉・教育・市民生活など各個別計画との整合を図り、男女共同参画を推進するための視点から策定しました。



3 計画の期間

本計画の期間は、2015年度（平成27年度）から2024年度（平成36年度）までの10年間とします。ただし、国内外の動向や社会経済情勢の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、平成31年度に中間見直しを行います。

(年度)											
H25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
調査	策定										
<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block; background: linear-gradient(to right, #ccc, #fff);"> 第2次尾張旭市男女共同参画プラン </div>											
						中間 見直し					改訂

4 男女共同参画の歩み

(1) 国内の動向

わが国においては、日本国憲法で法の下での男女平等がうたわれており、国連を中心とした世界の動きと連動しつつ、男女平等に向けて様々な取組が行われてきました。

1999年（平成11年）には、男女共同参画社会の形成に関する基本理念や、国・地方自治体・国民の責務等を定めた「男女共同参画社会基本法」が成立し、これに基づき、2000年（平成12年）には、「男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

2001年（平成13年）には内閣府に「男女共同参画会議」と「男女共同参画局」が設置され、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が公布・一部施行されました。この法律では、夫婦間の問題として見過ごされてきた「女性に対する暴力」の防止のための取組が強化されるとともに、被害者保護の制度が設けられました。

2004年（平成16年）には、同法が一部改正されるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」が策定され、2007年（平成19年）には、同法の全面的な見直しが行われました。2013年（平成25年）には同法が一部改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法を適用することとし、法律名も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められています。

その間、雇用の分野においては、2007年（平成19年）に「男女雇用機会均等対策基本方針」が策定され、実質的な男女雇用機会均等の確保をめざすためのポジティブ・アクション

の一層の推進を図ることとされています。同年には『ワーク・ライフ・バランス』推進の基本的方向」が示され、関係閣僚、労働界、地方公共団体の代表などからなる「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」で、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び国・地方自治体や企業の具体的な取組や政策の方針を示した「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

「男女共同参画基本計画」は、2005年（平成17年）に第2次計画が策定されました。2010年（平成22年）には、指導的地位への女性の参画促進や雇用・セーフティネットの構築など、現状とこれまでの反省に基づく課題を盛り込み、さらに実効性のある計画として「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。同計画では、2020年（平成32年）までに指導的地位に占める女性の割合を少なくとも30%程度とする目標に向けた取組の推進や女性の活躍による経済社会の活性化、「M字カーブ」問題の解消を強調するなど、男女共同参画社会の実現にむけた取組が一層進められています。

2014年（平成26年）には、様々な状況に置かれた女性が、力を発揮し、輝くことができるよう、「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置されました。

（2）愛知県の動向

愛知県では、1989年（平成元年）に女性行動計画「あいち女性プラン」を策定し、女性の自立や社会参加の促進に向けた施策を推進してきました。

1996年（平成8年）には愛知県女性総合センター「ウィルあいち」が開館され、1997年（平成9年）には北京会議以降の国内外の動向を踏まえ、「あいち男女共同参画2000年プラン」が策定されました。また、2001年（平成13年）には、「男女共同参画社会基本法」の制定を受け、「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」が策定されました。さらに、2002年（平成14年）には、県、県民、事業者の取組の基本的な方向を明らかにした「愛知県男女共同参画推進条例」が制定されました。

2005年（平成17年）には、「愛知県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」が策定されました。2006年（平成18年）には、社会情勢の変化や国の「第2次男女共同参画基本計画」の方向性を受け、計画の体系や施策の方向、数値目標などを見直した「あいち男女共同参画プラン21（改訂版）」が策定されました。

2011年（平成23年）には、社会経済情勢の変化などを踏まえ、新たな男女共同参画基本計画として「あいち男女共同参画プラン2011-2015～多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」が策定されています。この計画は、国の「第3次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえ、「男女共同参画社会に向けての意識改革」「あらゆる分野への社会参画の促進」「多様な働き方を可能にする環境づくり」「安心して暮らせる社会づくり」の4つの重点目標が設定されています。

2013年（平成25年）には「女性が元気に働き続けられる愛知」を実現することを目的として、「あいち女性の活躍促進プロジェクトチーム」が設置されました。

(3) 尾張旭市の動向

本市における男女共同参画社会の実現に向けた取組は、2002年（平成14年）に、公募の市民も交えた尾張旭市男女共同参画推進懇話会を発足し、アンケート調査などを経て、2004年（平成16年）には「尾張旭市男女共同参画社会実現に向けての提言」を取りまとめました。

また、同年に策定した「尾張旭市第四次総合計画」において、分野別計画に「男女共同参画社会の形成」を位置づけました。さらに「尾張旭市男女共同参画プラン策定懇話会」を発足し、男女共同参画プランの策定に向けた協議を重ねた上で、2005年（平成17年）3月に「尾張旭市男女共同参画プラン」を策定しました。

プランの5年目にあたる2009年（平成21年）には、社会情勢や市民意識の変化やプランの事業実績をふまえ、実情に即し、より施策が具体化できるようプランの中間見直しを行いました。

2013年（平成25年）12月には、男女共同参画の基本理念や市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めた、「尾張旭市男女共同参画推進条例」を制定しました。それを受け、「尾張旭市男女共同参画議会」を設置しました。

2014年（平成26年）3月には、「尾張旭市第五次総合計画」を策定し、男女共同参画の分野においても新たな成果指標の設定などを行いました。



第2章

尾張旭市の男女共同参画を取り巻く 現状と課題

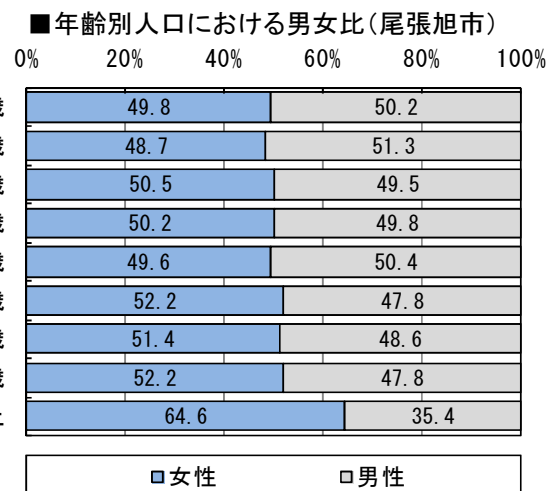
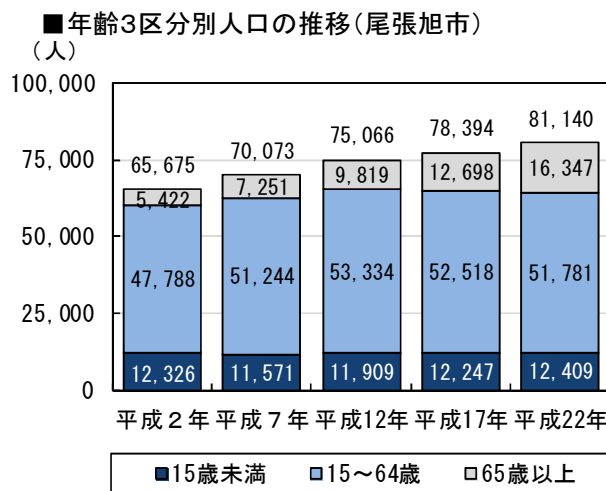
1 統計データに基づく尾張旭市の状況

(1) 人口の状況

平成2年から平成22年にかけて総人口は増加しており、平成22年で81,140人となっています。年齢3区分別人口の推移をみると、特に65歳以上の高齢者人口の増加が顕著であり、高齢化率は平成22年で20.1%となっています。

平成22年の年齢別人口における男女比をみると、70歳代まではほぼ男女の割合に差はないものの、80歳以上では、女性が6割以上を占めて多くなっています。

人口推計をみると、今後75歳以降の後期高齢者の数が男女共に増加するのに対し、30歳代の働き盛り、子育て世代の数が大きく減少することが見込まれています。

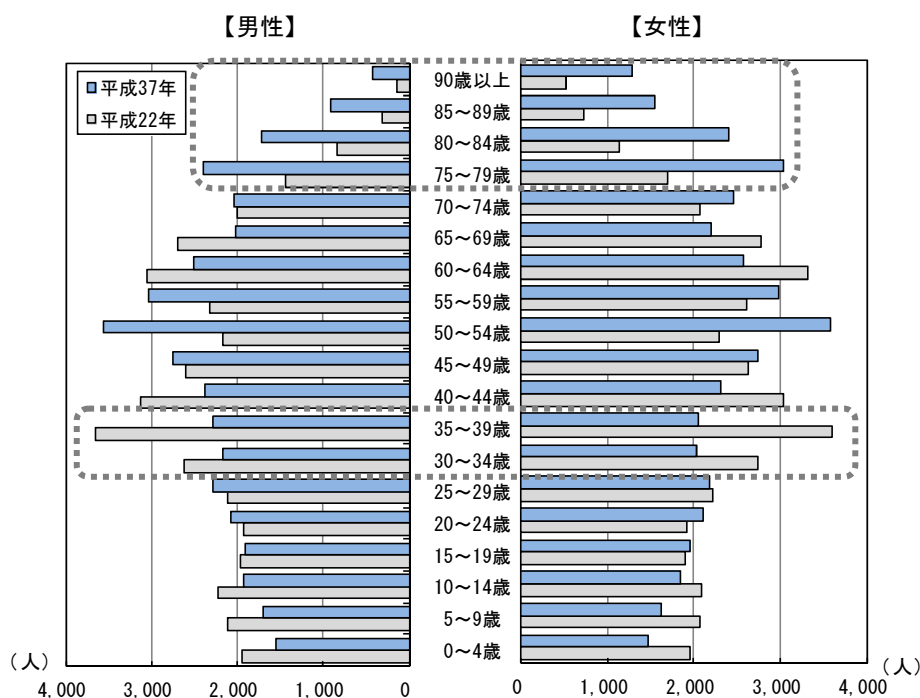


資料：国勢調査

資料：国勢調査(平成22年)

※総人口には年齢不詳人口も含むため、年齢内訳の合計に一致しません。

■人口推計からみる尾張旭市の将来的な状況



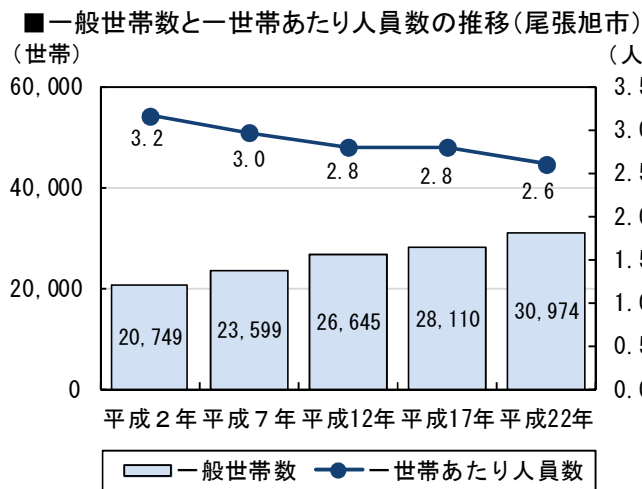
資料：国立社会保障・人口問題研究所

(2) 世帯の状況

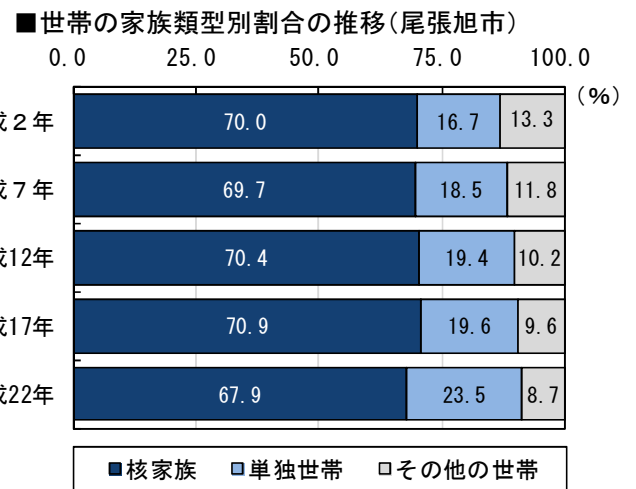
一般世帯数（寮に入っていたり、病院に入所していたりする施設入所者を除いた世帯）と一世帯あたり人員数の推移をみると、一般世帯数は増加し続けており、平成2年から平成22年にかけて約1.5倍となっています。一方で、一世帯あたり人員数は減少し続けており、世帯規模が縮小していることがうかがえます。

世帯の家族類型別割合の推移をみると、平成2年から平成22年にかけて、核家族の割合が7割近くを占めているものの減少傾向にあり、一方で単独世帯の割合が増加しています。

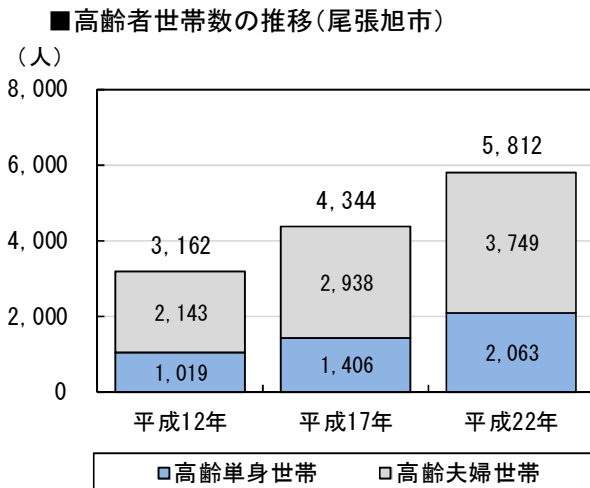
高齢者世帯数の推移をみると、平成12年から平成22年にかけて高齢単身世帯、高齢夫婦世帯共に増加しています。高齢単身世帯では、女性の占める割合が多くなっています。



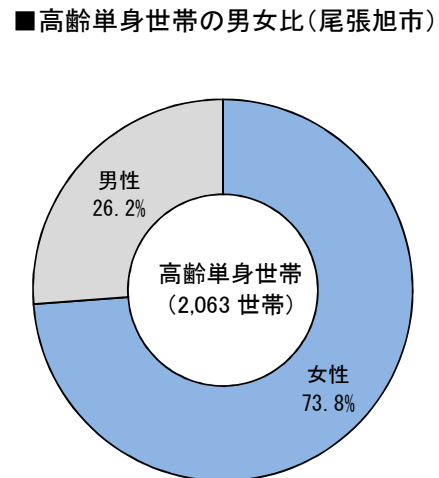
資料：国勢調査



資料：国勢調査



資料：国勢調査

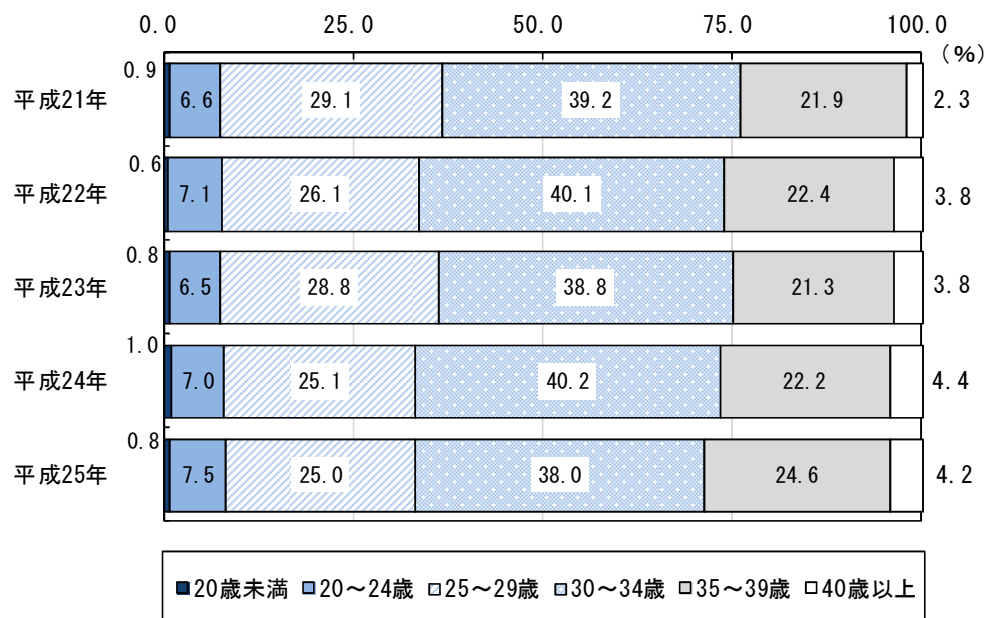


資料：国勢調査 (平成22年)

(3) 出生の状況

母親の年齢別にみた出生数の割合の推移をみると、平成21年から平成25年にかけて25歳から29歳までの出生割合が減少している一方で、35歳以上では増加傾向にあり、女性の社会進出や晩婚化、医療技術の進歩などを背景に、女性の出産年齢の高齢化が進んでいる現状がうかがえます。

■母親の年齢別にみた出生数の割合の推移(尾張旭市)



資料：愛知県衛生年報

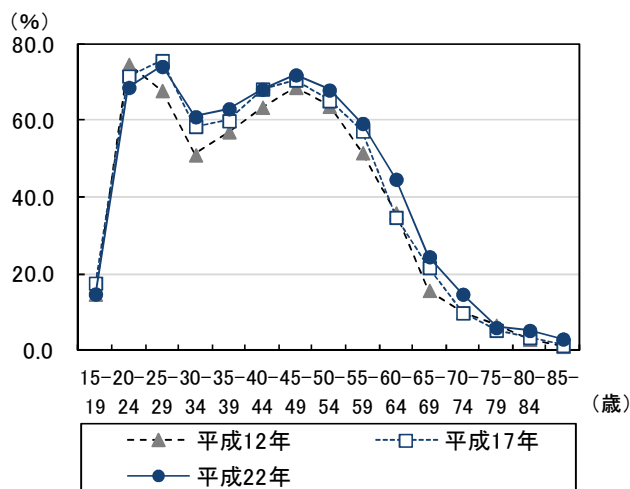
(4) 女性の労働状況

女性の労働力率をみると、女性の結婚・出産・子育て期にあたる時期に低下する「M字カーブ」を描いています。平成12年、平成17年、平成22年を比較すると、徐々にM字の谷の部分が上がってきています。結婚・出産による離職者が減少していることや、晩婚化・非婚化の進行等が背景にあると考えられます。

一方で、女性の労働力率を有配偶・未婚で比較すると、有配偶では未婚より大幅に低い労働力率となっており、依然として結婚・出産後に働き続けることが難しい女性が多い現状がうかがえます。

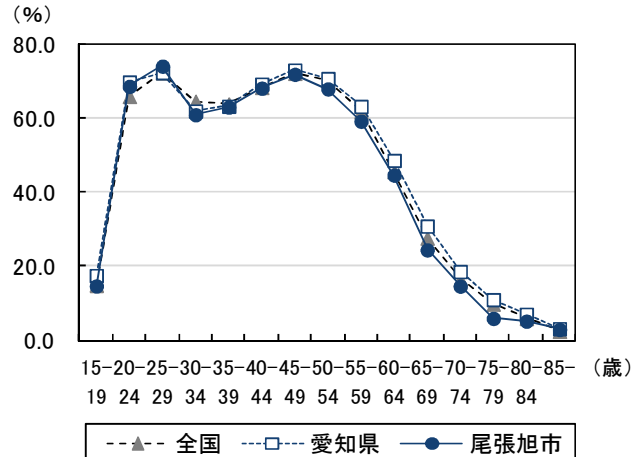
従業上の地位をみると、女性は男性と比較して正規の職員・従業員が少なくなっており、全国平均と比較しても、「パート・アルバイト・その他」といった補助的な働き方をしている女性が多くなっています。

■女性の年齢階級別労働力率の推移(尾張旭市)



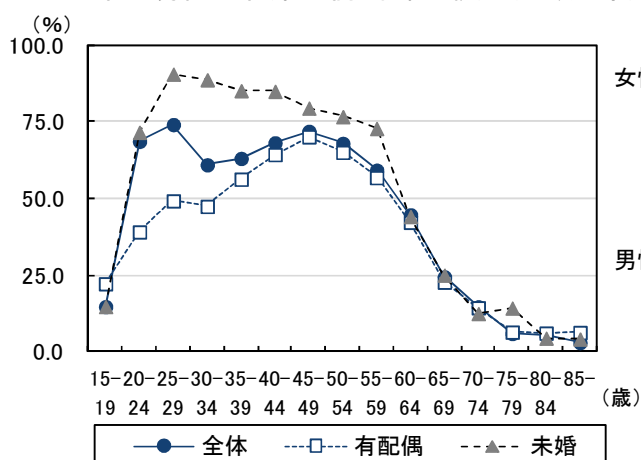
資料：国勢調査

■女性の年齢階級別労働力率(全国・愛知県比較)



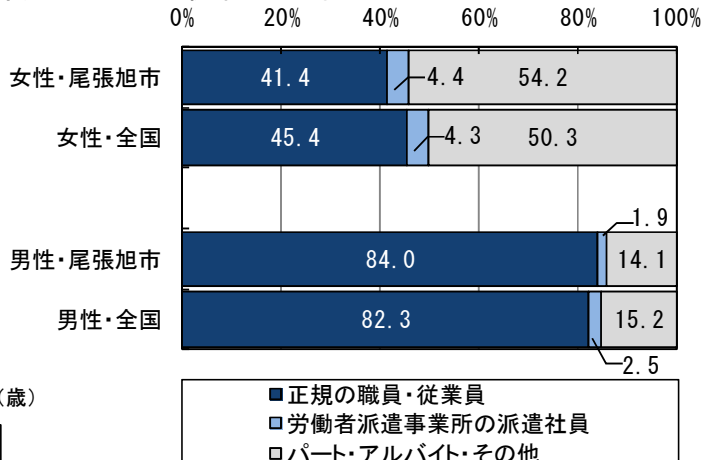
資料：国勢調査(平成22年)

■女性の労働力率(有配偶・未婚比較)(尾張旭市)



資料：国勢調査(平成22年)

■従業上の地位



資料：国勢調査(平成22年)

(5) 女性の参画状況

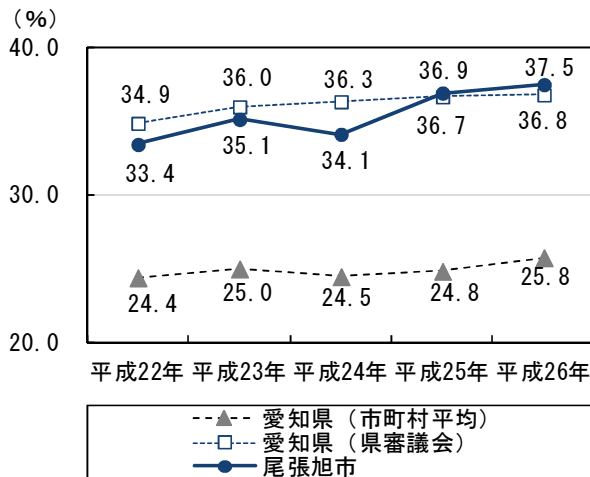
審議会等に占める女性委員の割合の推移をみると、愛知県内の市町村平均と比較して高い数値を保っており、女性の参画が進んでいる現状がうかがえます。

市の課長級以上の管理職に占める女性職員登用率は平成22年から増加傾向となっており、平成26年は12.1%となっています。

市議会議員に占める女性の割合の推移をみると、平成23年までは22.7%でしたが、平成24年以降は15.8%となっています。

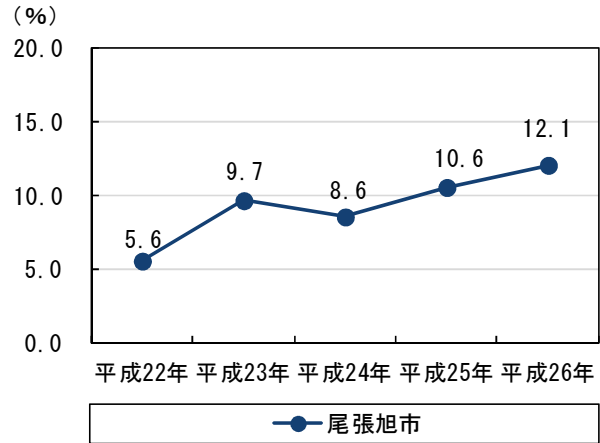
町内会長・自治会長に占める女性の割合の推移をみると、減少傾向となっています。

■ 審議会等に占める女性委員の割合の推移



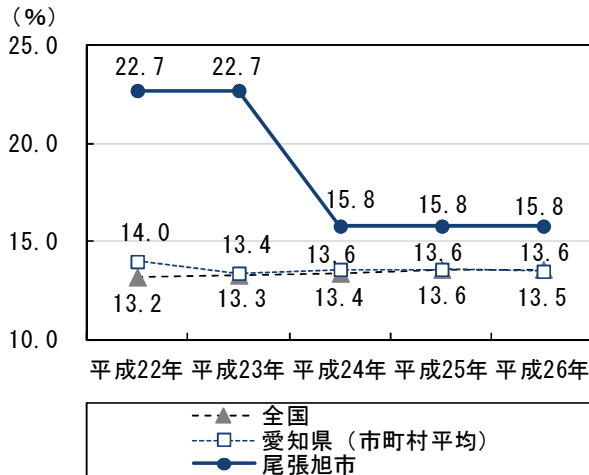
資料：あいちの男女共同参画年次報告書（各年4月1日現在）

■ 市の課長級以上の管理職に占める女性職員登用率



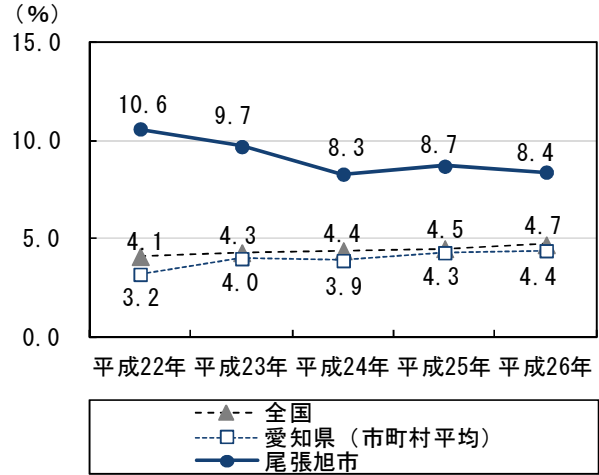
資料：尾張旭市

■ 市議会議員に占める女性の割合の推移



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

■ 町内会長・自治会長に占める女性の割合の推移



2 市民意識調査結果の概要

市民の男女共同参画に関する意識や実態を把握し、本計画策定に活用するために、市民意識調査を実施しました。

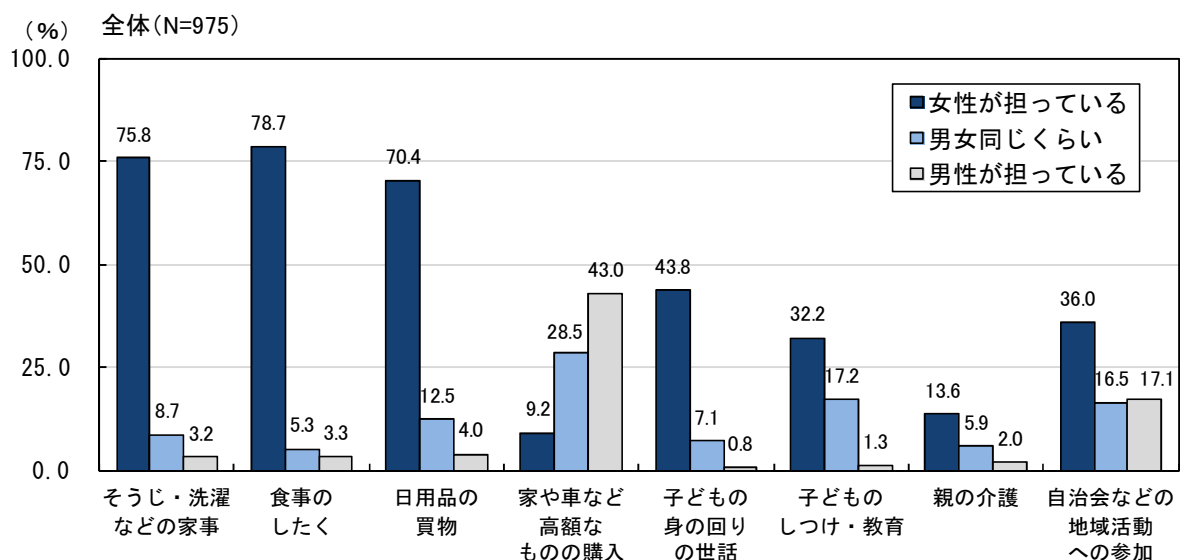
- ・調査地域 : 尾張旭市全域
- ・調査対象者 : 2,000人（無作為抽出）
- ・抽出方法 : 満20歳以上の男女
- ・調査期間 : 平成26年1月10日～1月27日
- ・調査方法 : 郵送配布・回収
- ・回収数 : 975件（回収率：48.8%）

（1）家庭における役割分担について

家庭内での役割分担をみると、「そうじ・洗濯などの家事」「食事のしたく」「日用品の買物」といった、いわゆる日常的な家事については女性が担っている割合が高く、一方で、「家や車など高額なものの購入」では男性が担っている割合が高く、大きな意思決定は男性が行っている傾向がみられます。

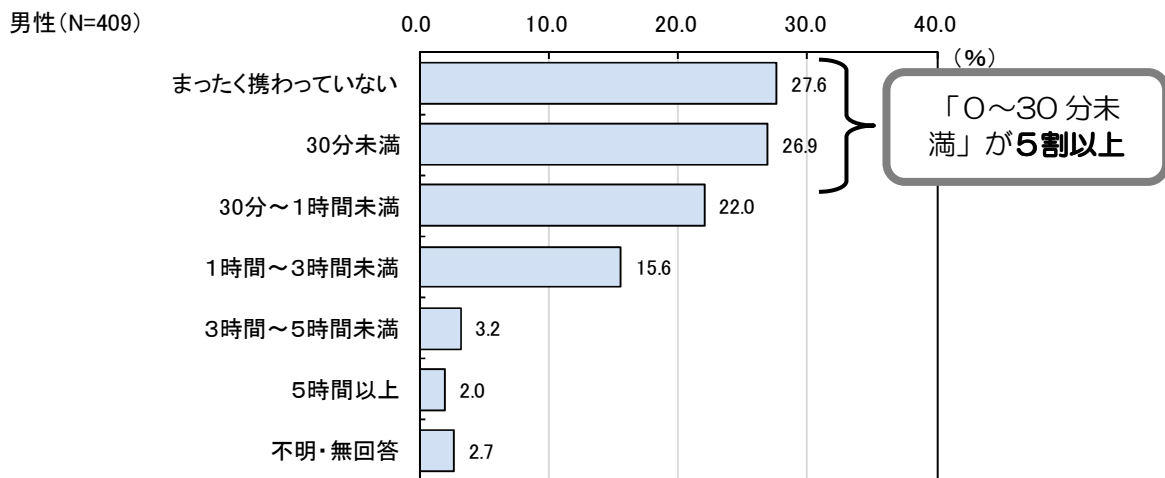
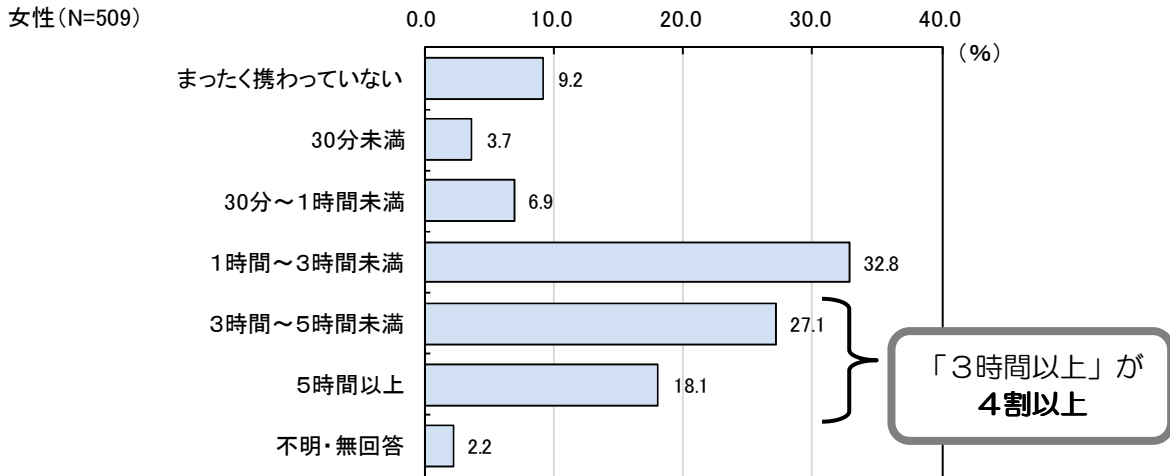
また、自治会などの地域活動への参加については、女性が担っている割合が高くなっています。

■家庭内での役割分担



家事・育児などに携わる平均的な時間は、女性が男性に比べて非常に長くなっており、4割以上の女性が3時間以上家事・育児などに携わっています。男性では「まったく携わっていない」と「30分未満」を合わせると5割を超えています。男性は仕事の忙しさなどから家事・育児などに参加しにくい状況にあることが考えられます。

■家事・育児などに携わる平均的な時間

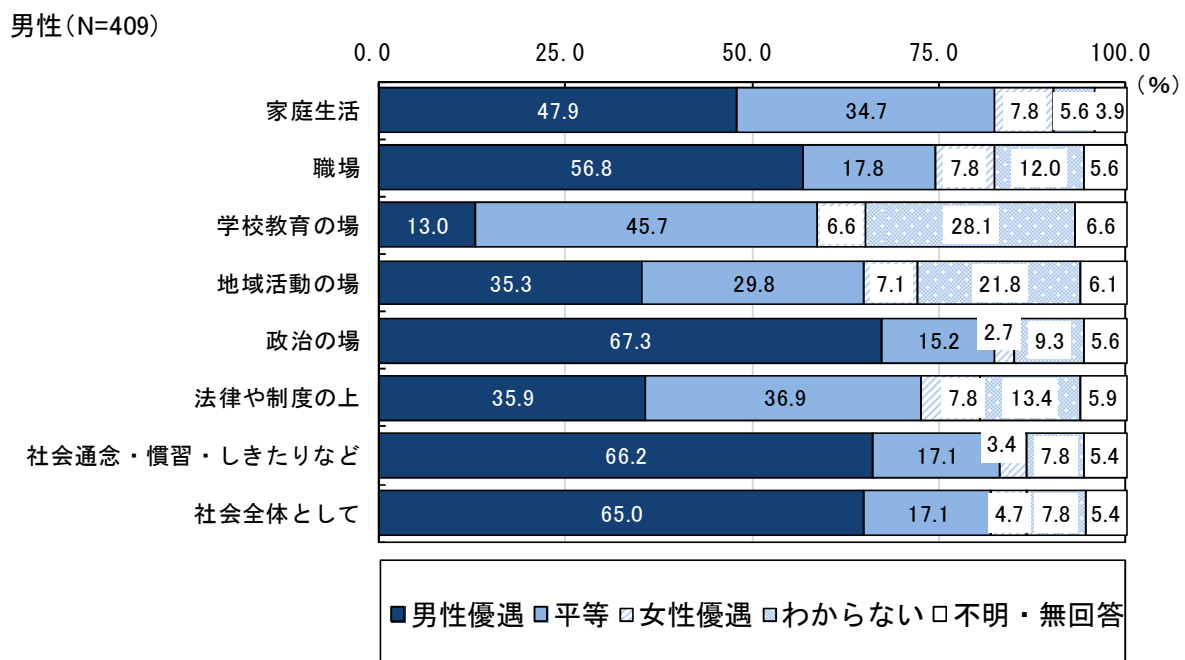
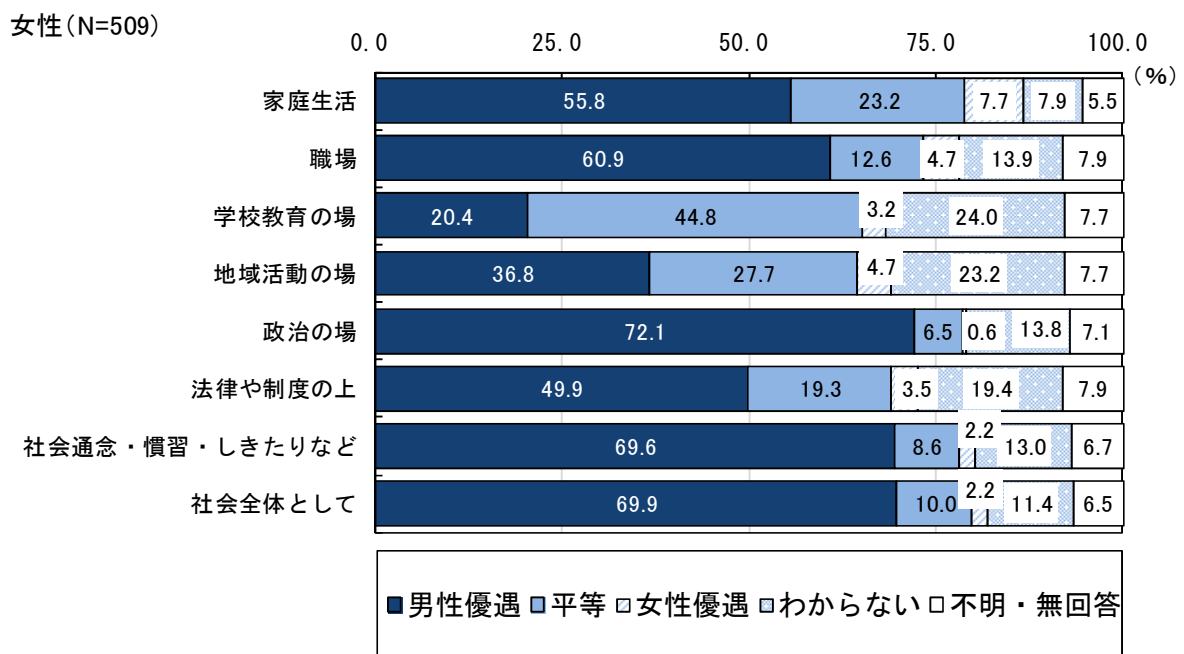


(2) 各分野における男女の地位の平等感について

「学校教育の場」では男女共に「平等」が高いものの、それ以外の分野では、「男性優遇感」が高く、特に「政治の場」で高くなっています。

また、すべての分野において女性は男性より「男性優遇感」が強く、女性は不平等感を強く感じていることがあらわれています。

■各分野における男女の平等感（男女間比較）

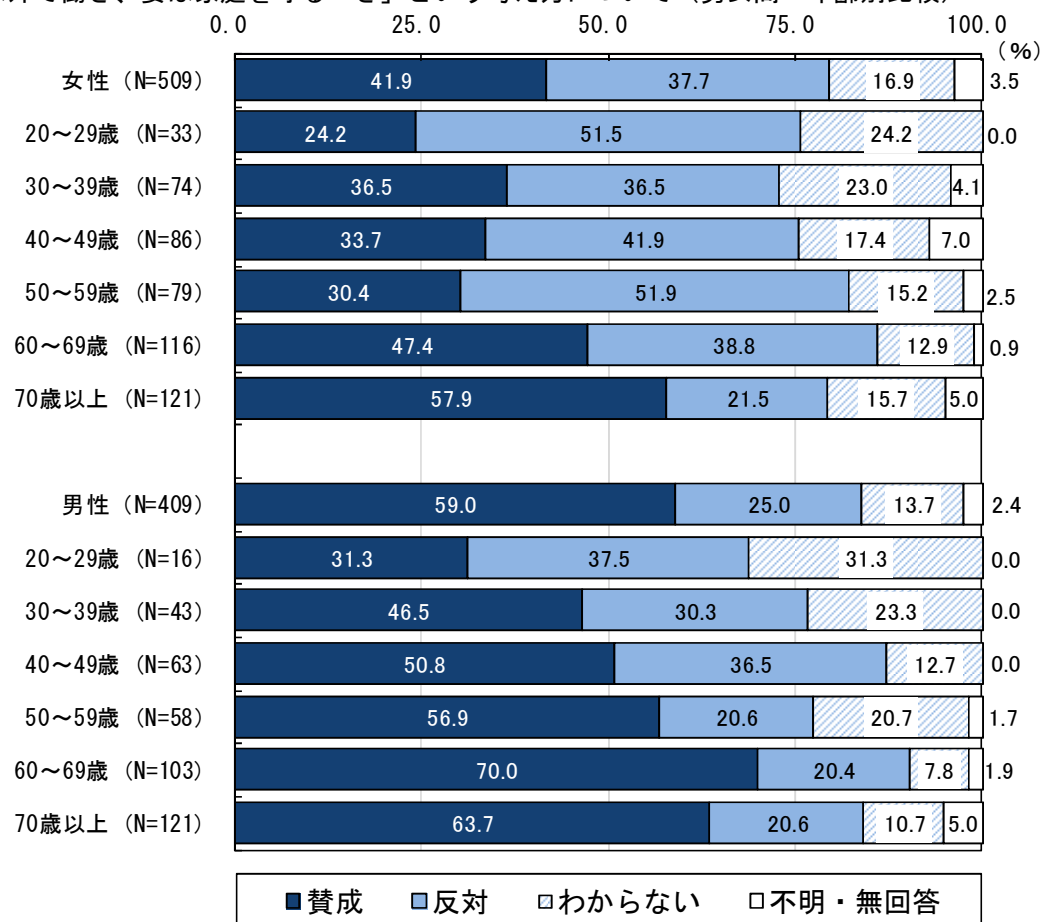


(3) 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について

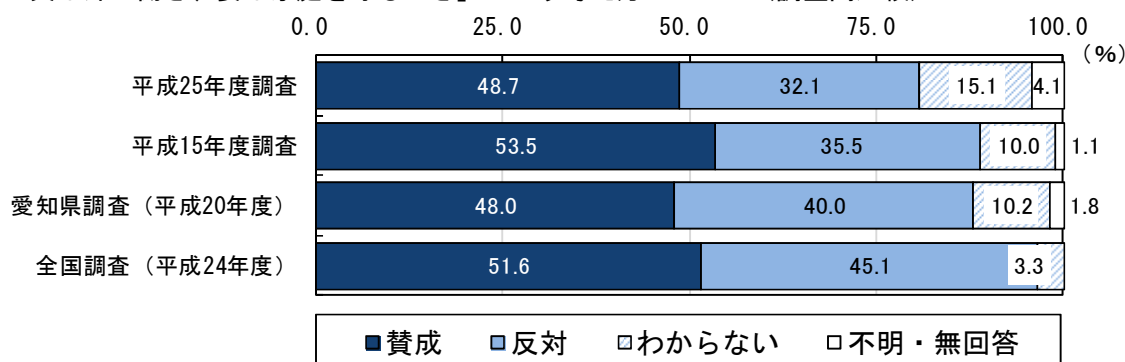
女性では「賛成」が41.9%に対して男性では59.0%と、性別による意識の差がみられます。一方で、前回調査（平成15年度調査）と比較すると、「賛成」は全体では4.8ポイント減少しており、わずかながら固定的性別役割分担意識が揺らいでいる現状がうかがえます。

女性の50歳代では「反対」の割合が他の年代と比較して高くなっています。女性の労働力率（P11 女性の労働力率参照）をみても、一般的に子育てを終えて復職する人が多い年代であり、自らの生活実感のなかで、女性の社会進出に対する意識を強く持つ人が多いことがうかがえます。

■ 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について（男女間・年齢別比較）



■ 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について（調査間比較）



※全国調査には、「不明・無回答」がない。

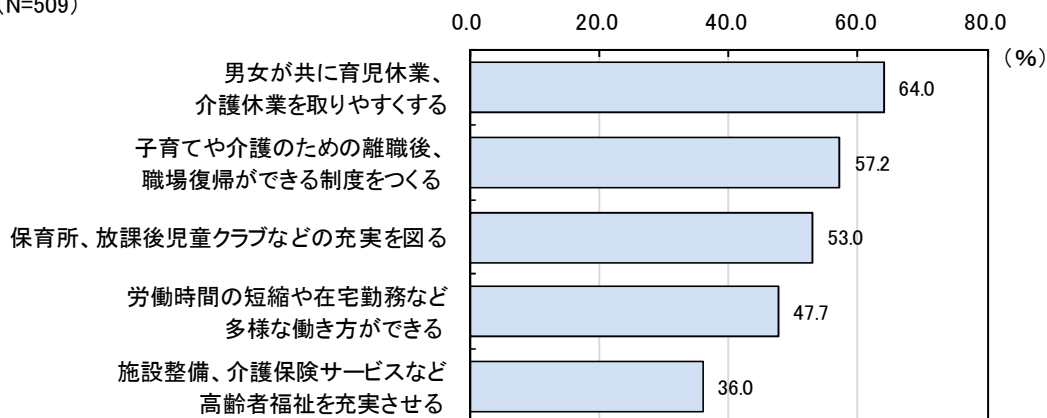
(4) 就業における男女共同参画について

男女共に「男女が共に育児休業、介護休業を取りやすくする」、「子育てや介護のための離職後、職場復帰ができる制度をつくる」、「保育所、放課後児童クラブなどの充実を図る」が高くなっています。

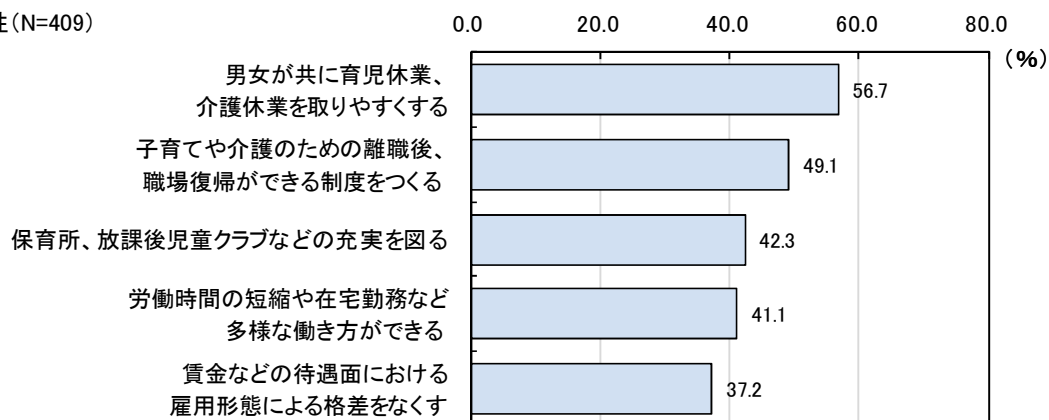
男女が共に働きやすい環境をつくるためには、仕事と、子育てや、介護、家庭生活などの調和がとれていることが必要であることがうかがえます。

■男女が共に働きやすい環境をつくるために必要なことについて（複数回答・上位5位）

女性(N=509)



男性(N=409)

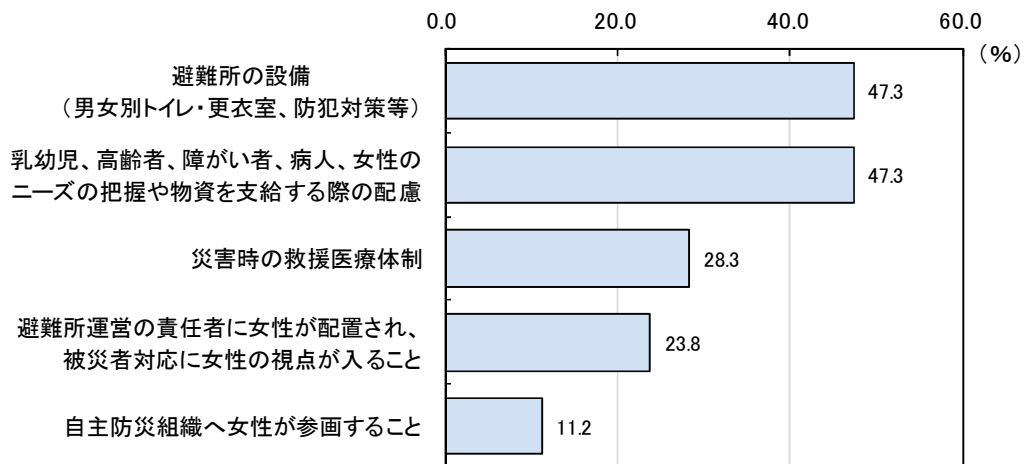


(5) 地域防災について

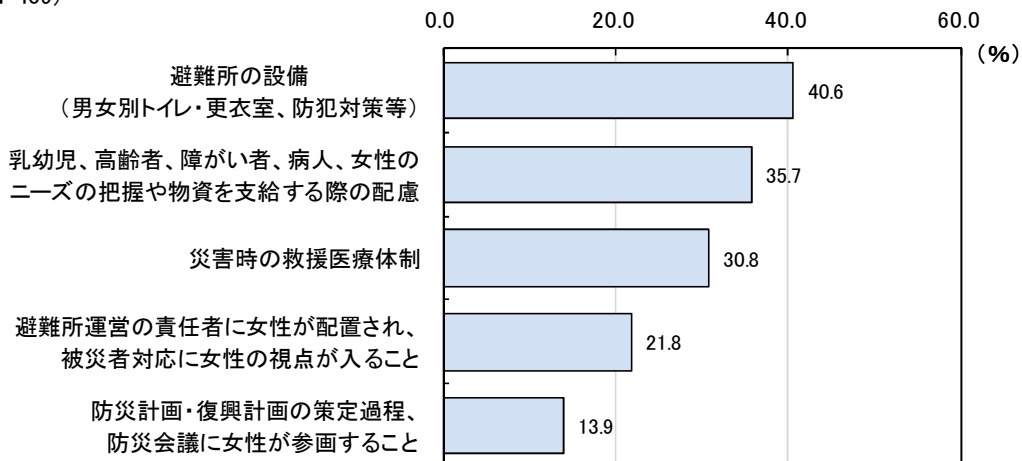
防災・災害復興対策で男女共同参画の視点に配慮して取り組む必要があると思うことについて、「避難所の設備」「乳幼児、高齢者、障がい者、病人、女性のニーズの把握や物資を支給する際の配慮」が高くなっています。

■防災・災害復興対策で男女共同参画の視点に配慮して取り組む必要があると思うこと (複数回答・上位5位)

女性(N=509)



男性(N=409)



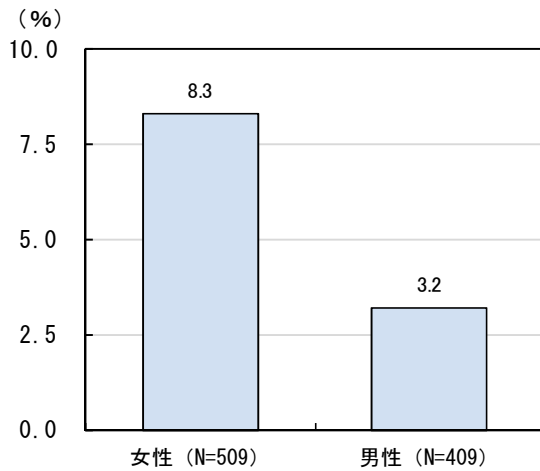
(6) DV（配偶者や恋人からの暴力）について

DV経験のある人は、女性で8.3%、男性で3.2%となっています。

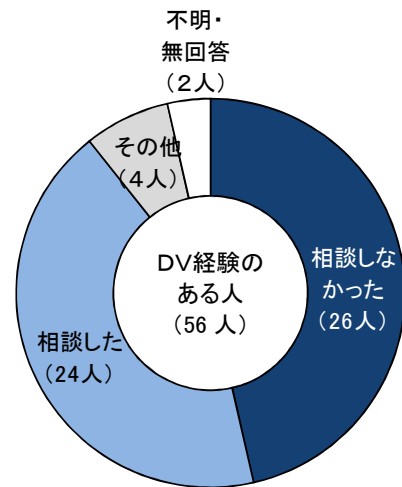
DV経験のある人のうち、DVの相談について、「相談しなかった」が半数近くを占めており、被害が潜在化していることがうかがえます。

相談窓口の認知度は5割弱となっており、内訳としては「警察署」「尾張旭市の相談窓口」が高くなっています。その他についてはいずれも2・3割程度に留まっており、窓口の一層の周知が必要であることがうかがえます。

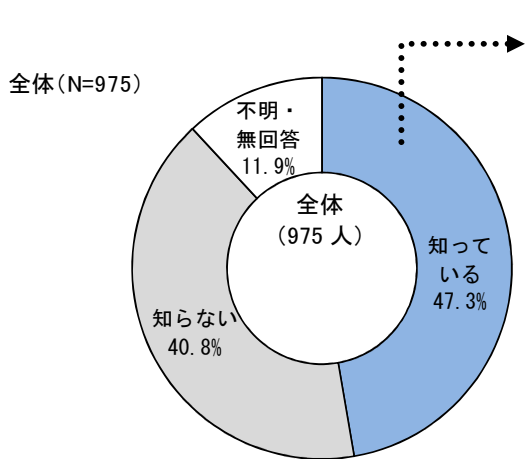
■ DV経験の有無



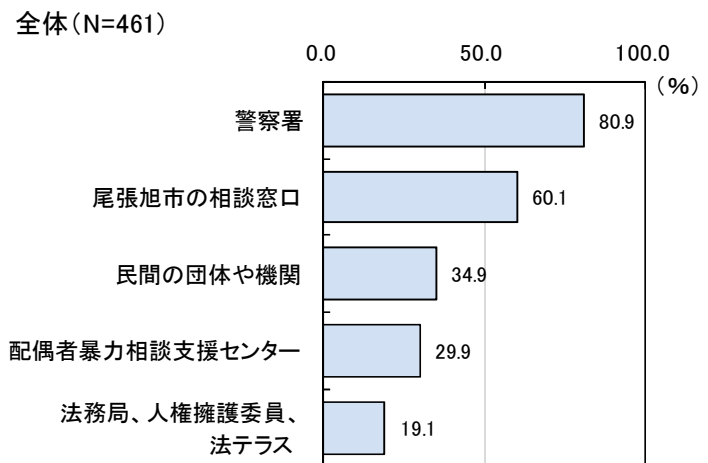
■ DVについての相談（被害経験がある人のみ）



■ 相談窓口の認知度



■ 相談できる窓口についてどのようなところを知っているか（複数回答・上位5位）



(7) 男女共同参画社会実現のために力を入れていくべきこと

男女共同参画社会実現のために力を入れていくべきことについて、市民としては「性別に関わらず、家事や育児、介護などに積極的に関わる」が、企業としては「男女共に育児休業や介護休業を取得しやすい職場環境をつくる」が、行政としては「子育て支援サービスや介護サービスなどの充実を図る」が高くなっており、子育てや介護と仕事との両立に関する支援を希望する人が多いことがうかがえます。

■男女共同参画社会実現のために力を入れていくべきこと

全体(N=975)

	市民として		企業として		行政として	
第1位	性別に関わらず、家事や育児、介護などに積極的に関わる	52.7%	男女共に育児休業や介護休業を取得しやすい職場環境をつくる	51.6%	子育て支援サービスや介護サービスなどの充実を図る	45.9%
第2位	家庭において、男女平等を基本とする子育てや教育を行う	35.4%	育児休業や介護休業の制度を整備・充実する	42.8%	男女共同参画に関する情報提供や相談などの場を充実する	29.8%
第3位	性別に基づく固定的な習慣、しきたりなどを見直す	35.0%	子育てや介護等であんな仕事を辞めた人の再就職を進める	32.4%	職場における男女平等について企業等に働きかける	25.4%
	職場での男女共同参画や、仕事と生活の両立を進める	35.0%				

3 団体ヒアリング・企業ヒアリングの結果

(1) ヒアリング調査の実施概要

本市で活動している市民活動団体や市内の企業を対象に、男女共同参画に関するヒアリング調査を実施しました。

	対象団体	調査期間	調査方法
市民活動団体	男女共同参画に関する団体、子育てサークル、自治会など(18団体)	平成26年11月	調査シートによる意見聴取を実施
企業	市内のファミリー・フレンドリー企業登録企業(2企業)	平成26年9月	調査シートによる意見聴取ののち、面談による聞き取り調査を実施

(2) ヒアリング調査の結果概要

①市民活動団体ヒアリング調査から出た意見(一部抜粋)

男女共同参画に関する意識の醸成について

- ・男女共同参画は時間のかかる問題であり、長い目でみると、若い世代の教育が一番の近道であると思う。
- ・「固定的性別役割分担意識」について賛成する人が多い現状がある。男女共同参画に関する4コマ漫画の掲載などにより、市民の意識啓蒙を行ってはどうか。
- ・男女を問わず、人として、社会参加、社会貢献は平等にできるものでなくてはいけないと思う。しかし、以前より男は稼いで女は家庭を守るというかたちができている。根本的にいろいろなケースを検証し、社会構造そのものを変革しなければいけないのかもしれない。

女性の方針決定過程への参画や様々な分野へのチャレンジについて

- ・会議の中心が男性であることは今も昔も変わらないが、最近は女性も意見を出しやすい環境になりつつあると思う。
- ・女性の潜在的能力を受け入れる社会をつくっていくことが必要である。
- ・方針決定の場に女性の数が少ないので、どうしても男性の意見が通りやすくなっているのではないか。

地域活動における男女共同参画について

- ・町内会は夫の名前で登録しているものの、妻が代理出席するが多い。
- ・特に男性の高齢者向けに、地域活動に参加するための啓発活動をしてほしい。
- ・若い世代は日々の生活に追われて、尾張旭市民としての意識が希薄であり、地域との結びつきにも欠けている。子どもを巻き込んだ活動から、親の参加（PTA活動や子ども会活動など）を促し、女性の活動の場を増やしてはどうか。参加の機会をつくるには男性の積極的支援も必要である。
- ・教育の場において、地域ボランティアの必要性を指導し、男女を問わず、リーダーの育成を図ることが必要である。
- ・仕事を持つ男性の地域活動への参加が少ない。市役所等における会議も平日開催が多く、仕事をしている人が地域の役員をすることは事実上不可能に近い。

ワーク・ライフ・バランスについて

- ・女性が仕事を続けることや再就職することについてのハードルが高すぎる。企業が積極的に雇用することが必要である。
- ・市内には子どもを預けられる施設がまだ不足している。女性の社会進出を図る上でも、保育園の入園条件を緩和するべきではないか。
- ・公務員の一部では、出産・子育てにかかる休暇や休職について、給与・昇進で不利にならないように配慮されている。その仕組みが社会全体に適用されるように努める必要がある。
- ・周りの環境から抵抗があり、まだまだ男性の家事、育児への参加は積極的とはいえない。
- ・最近では介護教室等への男性の参加も増えている。

男性にとっての男女共同参画について

- ・男性の料理教室など、もっと男性を重視した催事を増やしてほしい。
- ・父親と子どもで参加するイベントを実施しており、そのなかで普段子どもと接する時間が少ないパパたちがあらためて子どもの成長を実感できたり、母親の日々の苦勞を感じる事ができている。子育てに関して母親任せにせず、自分も当事者であり、積極的に関わっていこうという姿勢が確立される。
- ・働き盛りの男性は、長時間労働により、家庭や地域で過ごす時間が少なくなる一方で、退職後に地域で孤立してしまう場合が多い。男女共同参画というと、女性優遇的な印象を持つ人も多いが、そうではなく、男女共同参画を進めることにより、むしろ男性にとっても生きやすい社会ができると考える。

防災・災害時における男女共同参画について

- ・防災体制となるとやはり、男性中心の組織になっているデリケートな部分がある。女性の部門長も考えていくべきではないか。防災訓練については男女問わずそれぞれの役割を遂行している。
- ・地域防災組織のメンバーに女性がいて、対等に意見できるのか不安がある。
- ・備蓄品に女性のための用品がない。
- ・地域防災体制を考える場に、講師として被災体験者などを招き、災害時の対策のあり方を勉強している。今後、子ども会やPTA組織等も取り込んだ、防災・減災活動に、直接女性からの生の意見を聴取する環境を拡大していく。

DV・児童虐待について

- ・DV・虐待対策について、制度は整ってきているため、市民に対する一層の周知をしていく必要がある。
- ・被害の発見そのものが難しいため、住民同士のコミュニケーションを図るチャンスを多くすることが必要である。
- ・地域におけるDVや虐待の発見後の対応については、日頃のつきあいが希薄になる現状を考えると、ますます困難さが増す。
- ・相談窓口の明示化や、時間外の取扱いマニュアルの作成をすることが必要である。
- ・配偶者からDVの被害を受けたという話を聞いたことはあるが、そのことについて相談してよいものかどうかがわからない。

行政への要望

- ・市の審議会の女性委員割合は国や愛知県よりも高く、男女共同参画の取組の成果であるとうれしく思う。政策・方針の決定の場に影響を持つ女性議員や企業・団体の女性管理職の割合を高め、男女共同参画と共生の視点に立った道筋こそ、現状の困難な課題を乗り越えていく近道である。そのためにポジティブ・アクションを強く望む。
- ・「パパ・クォータ制」などを全国の自治体に先駆けて市役所で採用することで、先進自治体になるようにしてほしい。

②企業ヒアリング調査から出た意見(一部抜粋)

女性従業員の活用について

- ・結婚しても仕事を続けるか辞めるかは個人の判断に委ねられるところがあり、実際は辞める人が多い。就業規則を変えたことで出産後も続ける女性が出てきた。
- ・収入はたくさん欲しいが、正規職員と同じようには働けない女性が多くなっている。子どもが大きくなって時間の制約がなくなれば、正規職員採用も可能になると思う。

育児休業制度・介護休業制度等について

- ・育児休業の取得を促進しており、取得に関しても好意的に受け止められる傾向にあるが、やはり取得中の労働力の確保に課題は残る。復帰後常勤とはならず非常勤を希望する場合もある。
- ・介護休業制度を導入しているが、現在の段階では取得実績はない。40歳代、50歳代の社員が多く、その親世代が介護対象年齢となってくるが、取得したとしてもフォローできる体制となっている。

働きやすい職場環境について

- ・ファミリー・フレンドリー企業への登録とその内容について社内で回覧しており、入社の際にも説明している。ファミリー・フレンドリー企業に登録している、ということでイメージアップにつながればよいと思う。
- ・職員の意見を取り入れて始業時間を設定したり、ノー残業をめざした効率的な業務の推進を図っている。気持ちよく働いてもらうため、有給休暇の取得促進も行っている。

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

(1) 基本理念

人は誰でも、たくさんの可能性を持って生まれてきます。「女だから」「男だから」という理由ではなく、自分の生き方を自分の個性や意欲に合わせて自由に選択し、家庭・地域・職場で男女がお互いに支え合い、喜びも責任も分かち合うことができる「男女共同参画社会の実現」を本計画の「めざす姿」とします。

また、「尾張旭市男女共同参画推進条例」では、男女共同参画を進めるため、5つの基本理念を定めています。本計画もこの5つの基本理念のもと、計画を推進することとします。

めざす姿

男女共同参画社会の実現

基本理念

- 1 個人の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案や決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 国際的協調

(2) めざす姿と基本理念達成のための計画のあり方

めざす姿である「男女共同参画社会の実現」のためには、市民の一人一人が男女共同参画についての意識を持ち、行動に移していくことが必要です。

国の「第3次男女共同参画基本計画」においては、実効性のあるアクションプランとするための成果目標が掲げられています。本市においては、平成25年12月に「尾張旭市男女共同参画推進条例」を制定するなど、男女共同参画についての取組が進んできているものの、一方で、依然として固定的な男女の役割分担意識がみられるなど、年代や性別、関心の度合いにより、市民のなかでその理念の浸透度に差が出ているのが現状です。

誰もが身近な問題として、男女共同参画を捉え、意識を持ちながら実践につなげていくことが、「男女共同参画社会の実現」には不可欠です。

そこで、本計画では、行政、市民、事業者及び教育関係者のそれぞれの立場の役割と具体的な行動目標を明確にし、男女共同参画の取組を実践的な行動につなげられるものとします。

2

基本目標

基本目標1 男女共同参画に関する学習・啓発

市民一人一人が、自ら希望するライフスタイルを主体的に選択できるよう、家庭・学校・地域・職場など、あらゆる場所で男女共同参画についての意識啓発を行い、理解を深めることで、男女共同参画社会を実現する上での基盤を整備します。

基本目標2 家庭・地域における男女共同参画

生活の場の中心となる家庭や地域社会において、市民一人一人が個人として自立し、家事や子育てなどの家族としての役割、地域コミュニティの一員としての役割を果たしながら、自己実現に取り組むことができる環境をつくります。また、これまで女性の視点が盛り込まれにくかった地域防災分野においても男女共同参画を進めます。

基本目標3 労働における男女共同参画

職場における男女共同参画、子育て支援の気運の醸成を図り、仕事を持つ男女のワーク・ライフ・バランスを推進します。また、女性の職業能力の開発や再就職支援などを推進するとともに、男性の育児休業の取得推進などを進め、男女が共にいきいきと働き続けられる職場環境づくりを推進します。

基本目標4 意思決定の場における男女共同参画

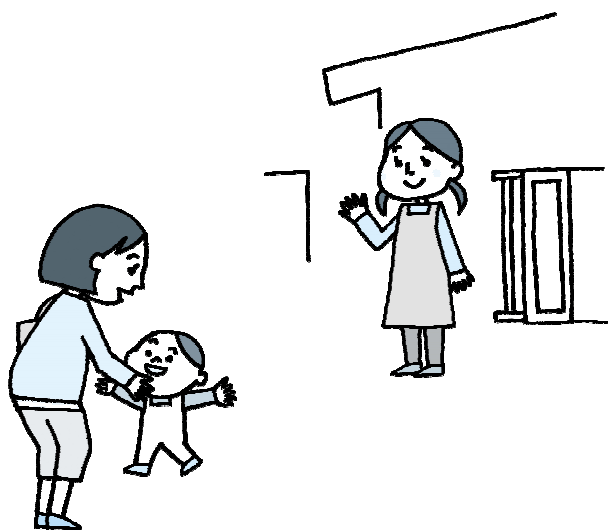
様々な分野で多様な価値観と発想が取り入れられるよう、政策や方針決定の場への女性の参画を拡大します。また、男女が共に活躍できる場を拡大していくため、女性の人材育成を進め、女性自らが力をつけていく支援を行います。

基本目標5 誰もが安心して暮らせる環境の整備

男女共同参画社会の実現の基盤となる、男女がいつまでもいきいきと暮らせる環境を整備するため、性別による特徴に応じた健康づくりを進めます。また、ひとり親家庭、外国人など、様々な立場や家族形態にある人たちが安心して暮らすことができるよう、それぞれの立場に立った支援を推進します。

基本目標6 男女間のあらゆる暴力の根絶【尾張旭市DV防止基本計画】

男女共同参画社会の実現を阻む暴力根絶をめざし、男女の人権が尊重されるまちづくりを進めるため、児童虐待防止対策等と連携を図りつつ、DV防止と被害者の保護、自立支援等の一体的な対策を進めます。この基本目標は本市における「DV防止基本計画」として位置づけます。



3 施策の体系

■めざす姿■

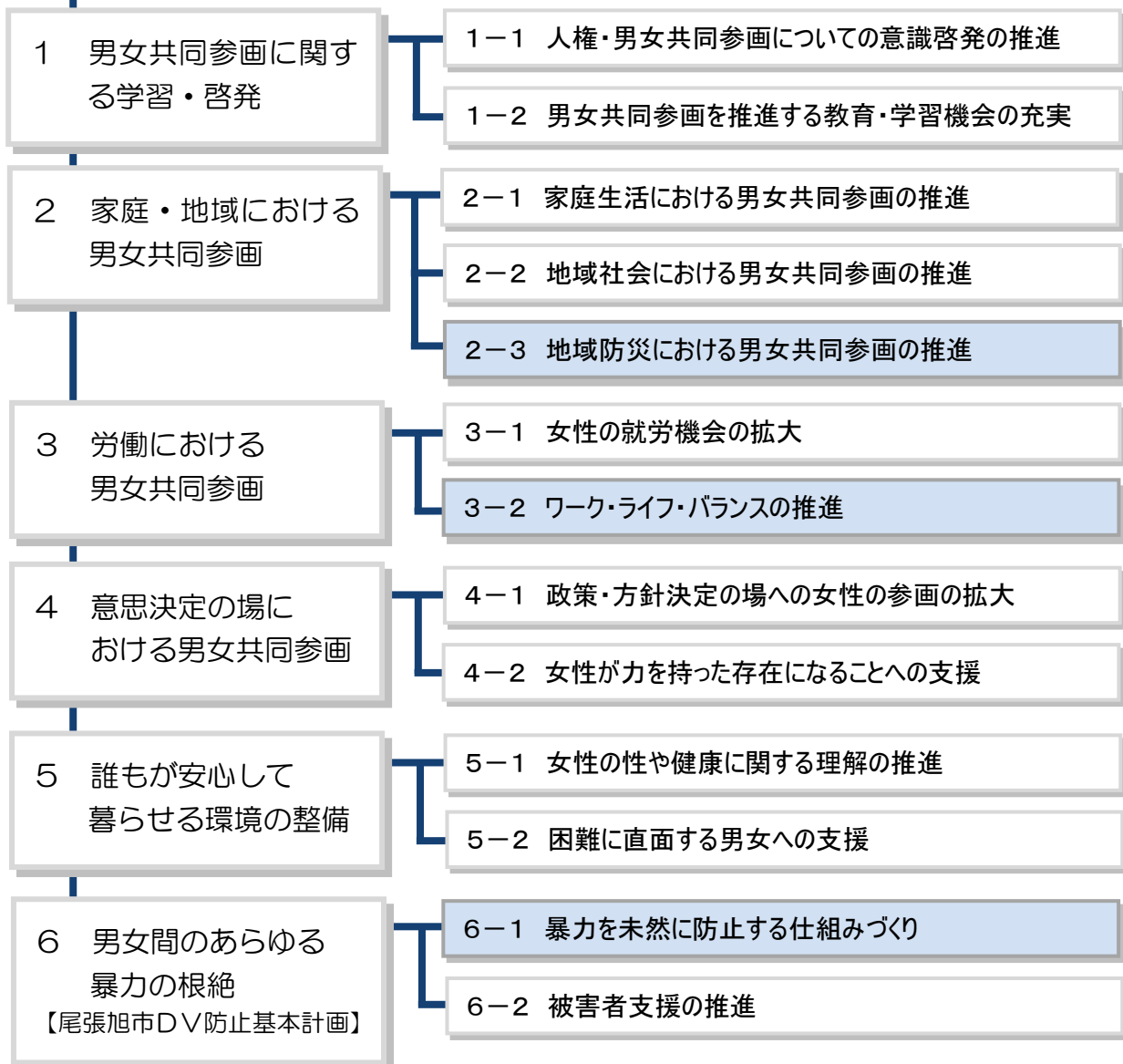
男女共同参画社会の実現

■基本理念■

- 1 個人の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案や決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 国際的協調

■基本目標■

■施策■



※色つきは重点施策

4 重点施策

統計データや市民意識調査、団体等ヒアリング調査結果などを踏まえ、「第2次尾張旭市男女共同参画プラン」のなかで特に重点的に取り組んでいく施策について、以下のようにまとめました。

重点施策1 地域防災における男女共同参画の推進 【施策2-3】

現状・課題

- ・東日本大震災の発生により、全国的に防災に対する意識が高まっている。
- ・平成25年度に実施した「尾張旭市男女共同参画に関する市民意識調査」（以下、「市民意識調査」という。）によると、男女共同参画の視点に配慮した避難所の設備を望む声が高くなっている。
- ・ヒアリング調査によると、地域防災体制は男性中心の組織であり、女性の声が反映されづらい環境にある。

今後の方向性

- 今後の大規模災害の発生に備え、女性の防災組織への参画促進を図り、男女共同参画の視点から防災体制を確立していく必要があります。

重点施策2 ワーク・ライフ・バランスの推進 【施策3-2】

現状・課題

- ・本市の女性の労働力率は、20歳代後半から30歳代前半にかけて結婚・出産等で離職する人が多いことを示す「M字カーブ」を描いており、既婚女性、未婚女性で大きく労働力に差がある。
- ・市民意識調査によると、日常的な家事については女性が担う比重が大きく、家事・育児などに携わる平均的な時間についても男女で大きく差がある。
- ・ヒアリング調査によると、女性の社会進出を促進するための子育て支援サービスの充実や、男性の家事・育児参画を後押しする社会環境づくりが求められている。

今後の方向性

- 性別に関わらず、やりがいや充実感をもって働くことができ、ワーク・ライフ・バランスを図ることができる環境づくりが必要です。
- 個人の意識改革をはじめ、職場環境の整備、子育て支援サービスの充実など、社会全体でワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進する必要があります。

重点施策3 暴力を未然に防止する仕組みづくり

【施策6-1】

現状・課題

- ・市民意識調査によると、DV被害のほとんどが女性となっている。また、被害者の半数近くが「被害について相談しなかった」と回答しており、被害が潜在化していることがうかがえる。
- ・ヒアリング調査によると、被害の早期発見と適切な対応のためにはDV防止についての知識の普及が大切であるという意見があがっている。また、相談窓口の明確化により相談しやすい環境をつくることが重要であるという意見もみられる。

今後の方向性

- 国や愛知県、関係機関と連携しながら、暴力を許さない意識や環境づくりをさらに進めていく必要があります。
- 相談窓口の専門性の確保とその周知により、被害の潜在化を防ぐことが求められています。

第4章

施策の展開

施策の展開の見方

「第4章 施策の展開」は、以下のような記載により、今後の取組の方向性を示しています。

基本目標

基本目標

1 男女共同参画に関する学習・啓発

施策1-1 人権・男女共同参画についての意識啓発の推進

現状・課題

日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、「男女の人権が掲げられているように、男女共同参画社会を実現するために必要不可欠なことを正しく認識し、互いの人権を尊重し、互いに協力して行動することが大切です。一方で、社会には男女が依然として残っています。

市民意識調査によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という性別役割分担意識が減少しているものの、「こうした性別役割分担意識は、結果として男女共同参画の推進に悪影響を及ぼす可能性があります。」

本市においては、市の広報誌やホームページなどを通じて啓発活動を進め、市民の理解を促進し、男女共同参画の実現に向けた基盤を整備されつつあります。多様なメディアを活用し、性別に基づく固定観念にとらわれた表現や、偏った表現などを見受けられます。メディアにおける人権の尊重を促進し、悪影響を与えるメディアの隔離を図るとともに、メディアの活用能力（メディア・リテラシー）を高めていく必要があります。

今後の方向性

①男女共同参画に関する広報・啓発の推進

市民一人一人の人権・男女平等意識の浸透を図るため、市の広報誌、情報誌、ホームページ、書籍、講演会など、様々な手段により、市民に情報を提供します。

現状・課題

目標ごとに、国の動きや市の概況を記載します。



NO.	事業名	担当課	推進主体
	男女共同参画週間・月間を活用した啓発	市民活動課	行政 事業者 教育関係者 市民
2	国の男女共同参画週間、愛知県の男女共同参画月間等に合わせた啓発等を行い、男女共同参画の理解を促進します。		
	男女共同参画推進条例の普及・啓発	市民活動課	行政 事業者 教育関係者 市民
3	男女共同参画に関する市民の意識を醸成するため、「尾張旭市男女共同参画推進条例」について、その理念や内容の普及・啓発を進めます。		
	人権週間との連携推進	市民活動課	行政 事業者 教育関係者 市民
4	毎年12月4日から10日までの「人権週間」に、人権擁護委員による小・中学校での人権教室の開催、街頭での啓発及び啓発横断幕の掲示等、人権尊重思想の普及・高揚を図る活動を行います。		

事業とその方向性・担当課、推進主体

事業ごとに「事業名」と「今後の方向性」「担当課」「推進主体」を記載します。

「推進主体」とは、各事業の推進主体及び協力や行動が必要な主体のことで、「尾張旭市男女共同参画推進条例」で定められている「行政」「事業者」「教育関係者」「市民」の4つを設定します。

34



(参考)「尾張旭市男女共同参画推進条例」に定める推進主体の責務

市 (第4条 第1項・第2項)

市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含みます。以下同じです。)を総合的に策定し、及び実施しなければなりません。

市は、市民、事業者、教育関係者、国及び他の地方公共団体と連携を図りながら、協力して男女共同参画の推進に取り組まなければなりません。

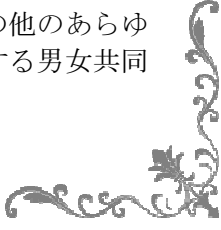
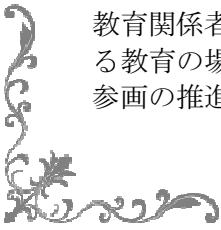
市民 (第5条)

市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するものとします。

事業者 (第6条)

事業者は、基本理念にのっとり、その事業を行うに当たっては、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するものとします。

教育関係者 (第7条)



教育関係者は、基本理念にのっとり、家庭教育、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育の場において、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するものとします。

基本目標

1 男女共同参画に関する学習・啓発

施策1-1 人権・男女共同参画についての意識啓発の推進

現状・課題

日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、「男女共同参画社会基本法」の理念に男女の人権が掲げられているように、男女共同参画社会を実現するためには、一人一人が男女共同参画の必要性を正しく認識し、互いの人権を尊重しながら、男女共同参画社会の実現に向けて行動できることが大切です。一方で、社会には男女の役割を固定的にとらえる意識が依然として残っています。

市民意識調査によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的性別役割分担に対する考え方について、「賛成」と回答している割合は平成15年度調査と比較してわずかに減少しているものの、「反対」と回答している割合を上回っています（P16 参照）。こうした性別役割分担意識は、結果として、男女それぞれが個性と能力を発揮する場を狭めてしまう可能性があります。

本市においては、市の広報誌や男女共同参画に関する講演会の実施などを通して男女共同参画に関する啓発活動を進め、市民への男女共同参画の理念の浸透を図ってきました。平成25年12月には「尾張旭市男女共同参画推進条例」を市民協働により制定しており、男女共同参画社会の実現に向けた基盤は整備されつつあります。条例の制定を契機に、今後一層の男女共同参画推進の気運を醸成していく必要があります。

また、情報通信技術が高度化するなかで、様々なメディアによってもたらされる情報の社会に与える影響がさらに拡大されていくことが予想されます。一方で、一部のメディアにおいて、性別に基づく固定観念にとらわれた表現や、偏った表現による女性差別を助長する情報なども見受けられます。メディアにおける人権の尊重を確保するため、男女平等意識の醸成に悪影響を与えるメディアの隔離を図るとともに、メディアからの情報を主体的に読み解き、活用する能力（メディア・リテラシー）を高めていく必要があります。

今後の方向性

①男女共同参画に関する広報・啓発の推進

市民一人一人の人権・男女平等意識の浸透を図るため、市の広報誌、情報誌、ホームページ、書籍、講演会など、様々な手段により、市民に情報を提供します。

NO.	事業名	担当課	推進主体			
1	広報誌、情報誌、ホームページなどによる啓発	市民活動課	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	男女共同参画の理念や目的について、広報誌、情報誌、ホームページ等あらゆるメディアを活用して啓発します。				
NO.	事業名	担当課	推進主体			
2	男女共同参画週間・月間を活用した啓発	市民活動課	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	国の男女共同参画週間（毎年6月23日から29日まで）、愛知県の男女共同参画月間（毎年10月）等に合わせて啓発を行い、男女共同参画の理解を促進します。				
NO.	事業名	担当課	推進主体			
3	男女共同参画推進条例の普及・啓発	市民活動課	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	男女共同参画に関する市民の意識を醸成するため、「尾張旭市男女共同参画推進条例」について、その理念や内容の普及・啓発を進めます。				
NO.	事業名	担当課	推進主体			
4	人権週間との連携推進	市民活動課	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	毎年12月4日から10日までの「人権週間」に、人権擁護委員による小・中学校での人権教室の開催、街頭での啓発及び啓発横断幕の掲示等、人権尊重思想の普及・高揚を図る活動を行います。				

NO.	事業名	担当課	推進主体			
5	相談員への男女共同参画の視点の周知	相談事業担当課 (市民活動課、産業課、こども課、健康課)	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	男女共同参画の考え方を踏まえて相談を実施できるよう、人権こまりごと相談、青少年の悩みごと相談、こども・子育て、労働など、市民相談に関わる相談員に、情報提供を行います。				

②男女共同参画に関する情報の収集及び提供

男女共同参画の理念や社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）の視点について正しく理解されるよう、国内外の情報を収集し、市民に対して提供します。

NO.	事業名	担当課	推進主体			
6	関連書籍等の充実、貸出し	図書館	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	男女共同参画に関する書籍等（一般書、児童書、視聴覚）の収集、閲覧及び貸出しを行い、情報を提供します。				
7	講座・大会等の情報収集・提供	市民活動課	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	本市や近郊の地域で行われる男女共同参画に関する講座や大会等の情報を収集し、広報誌や情報コーナー等で提供します。				
8	国際的・全国的な動向に関する情報収集・提供	市民活動課	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	男女共同参画に関する国際的・全国的な動向やデータ等の情報を収集し、ホームページや情報コーナー等で提供します。				

③男女共同参画を阻害する慣行の見直し

社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）を意識した視点から、職場・刊行物・施設・諸手続きなどの慣行を見直し、行政が率先して、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めます。

NO.	事業名	担当課	推進主体			
9	広報誌など行政情報誌の点検、見直し	市民活動課 情報課	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	広報誌、各種PR冊子等の印刷物、ホームページの内容やデザイン等について、社会的・文化的に形成された性別や男女共同参画の視点で作成・点検します。				
NO.	事業名	担当課	推進主体			
10	例規の制定・改廃時の点検	行政課	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	例規審査委員会において、例規の制定及び改廃の審査を行う際に、男女共同参画を阻害する表現や規定がないかを点検します。				
NO.	事業名	担当課	推進主体			
11	容姿・性別等に価値をおく施策等の禁止	市民活動課	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	ミスコンテストなど主に容姿によって女性を選別するような施策・イベントを、本市で実施しないとともに、市民や企業にも働きかけます。				
NO.	事業名	担当課	推進主体			
12	ユニバーサルデザインの導入	公共施設の担当課 (財政課、教育行政課、生涯学習課、文化スポーツ課)	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、公共空間でデザイン・表示の配慮を実施します。また、多機能トイレの設置、授乳やオムツ替えの場所・設備の確保など、男女が共に育児、介護に関わることができるよう施設の改善を図ります。				

④メディアにおける女性の人権尊重

児童の権利の保護、青少年の健全育成の観点から、性・暴力表現を扱ったメディアを、青少年などから隔離するとともに、正しい情報の取捨選択ができるよう、メディア・リテラシーを高めるような機会を提供します。

NO.	事業名	担当課	推進主体			
13	性の商品化の防止に向けた取組	市民活動課	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	売買春、出会い系サイトをはじめ、性の商品化の問題について、市民、地域や学校に呼びかけるとともに、関係機関との連携を強化します。				
NO.	事業名	担当課	推進主体			
14	青少年への有害図書等の実態把握	市民活動課	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	県青少年保護育成条例に基づき、青少年に有害な図書等の販売について、地域からの情報提供がある場合には、尾張旭市少年センターが実態把握を行います。				
NO.	事業名	担当課	推進主体			
15	メディア・リテラシーを高める学習機会の提供	市民活動課	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力を高める講座など学習機会の提供を図ります。そのなかで、男女の固定的な性別役割分担意識、性の商品化、性暴力に通じる表現等の影響について取り上げます。				

施策1-2 男女共同参画を推進する教育・学習機会の充実

現状・課題

学校教育の場において、男女平等の意識が根づいていることは、子どもの考え方や価値観の形成に大きく影響を与えます。次代を担う子どもたちが男女共同参画の意識を持って成長していくことは、将来的な男女共同参画社会の実現につながります。また、進路や職業選択の場面で性別にとらわれず多様な選択ができることは、男女があらゆる分野に主体的に参画していくためにも重要です。

市民意識調査によると、各分野における男女の平等感について、「学校教育の場」は他の項目と比較して平等感の高い分野となっています（P15 参照）。

本市では、授業だけでなく、生徒会活動、部活動など様々な活動のなかで、児童生徒が性別に関わらず能力を活かし協力し合えるよう、男女平等の視点に立った教育・保育を進めています。一方で、教材等に描かれる男女の生き方の偏りや、進路選択時に性別による制限を設けてしまうなど、性差別や性別役割分担意識を再生産する「隠れたカリキュラム」の存在も指摘されています。男女平等の視点に立ち「隠れたカリキュラム」の点検を行うとともに、日々の教育活動のなかからこれをなくしていくことが必要です。

また、男女平等教育を推進していくためには、教育・保育に携わる教育関係者はもちろん、家庭や地域などのあらゆる分野における様々な世代や立場の市民が、男女共同参画に関する正しい理解を深めることが大切です。それぞれのライフステージに応じて市民の誰もが参加できる男女共同参画に関する学習機会の充実を図ることが必要となっています。



今後の方向性

①学校教育・保育等における男女平等の推進

学校・保育園・幼稚園において、教職員等に対する男女共同参画の理解を深める研修を実施するとともに、教育現場における慣行の見直しを行い、男女平等教育を実施する基盤を整備します。また、保護者の理解を得ながら男女平等教育を進めるため、保護者会などの機会をとらえた保護者に対する啓発を実施します。

NO.	事業名	担当課	推進主体			
16	教職員・保育士等向けの研修	学校教育課 子ども課	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	教職員や保育士等が、男女共同参画の考え方を正しく理解し、学校等の教育・保育現場に活かすための研修を行います。				
NO.	事業名	担当課	推進主体			
17	教職員・保育士等による研究の推進	学校教育課 子ども課	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	男女平等の意識、人権の尊重への理解を深めていくための方策やカリキュラムの点検と改善策を検討します。				
NO.	事業名	担当課	推進主体			
18	学校・保育園等における慣行・教材等の確認	学校教育課 子ども課	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	教材、呼称、進路指導、行事等で、不必要な性別による分類等がないか点検し、人が人として育つ環境を整えます。				
NO.	事業名	担当課	推進主体			
19	保護者への働きかけ	学校教育課 子ども課 生涯学習課	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	家庭・学校での男女平等の意識の醸成への協力について、PTA・保護者会・各種行事などを通じて働きかけます。				

②子どもに対する男女共同参画の意識の醸成

一人一人の個性を尊重し、それを伸ばすことができるよう、子どもが性別にとらわれず多様な生き方を学んだり、考えたりする機会を充実します。

NO.	事業名	担当課	推進主体			
20	多様な分野への進路指導	学校教育課	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	小・中学生に対して、性別にとらわれない多様なキャリアプランを形成できるよう、男女共同参画の視点を踏まえた進路指導を推進します。				
NO.	事業名	担当課	推進主体			
21	小・中学生を対象とした出前講座の実施	市民活動課	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	子どもの頃から性別にとらわれない意識を醸成し、男女共同参画の視点を定着させるため、ジェンダーなどについての啓発出前講座を実施します。				



③生涯学習における男女共同参画学習の充実

男女共同参画講座、出前講座など学習する機会を提供するとともに、様々な生涯学習講座において男女共同参画に配慮して運営を行います。

NO.	事業名	担当課	推進主体			
22	男女共同参画講座の実施	市民活動課	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	男女共同参画社会について、広く市民に啓発するとともに、男女共同参画に関する理解を深めるため、市民を対象に講座を開催します。				
NO.	事業名	担当課	推進主体			
23	各種講座・セミナーにおける男女共同参画の配慮	各講座担当課 (生涯学習課、産業課、文化スポーツ課、市民活動課)	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	各種講座等の運営にあたり、男女が共に出席しやすい日時に講座を設定します。また、受講者に対して、講座での役割分担、配席、受講者名簿の順番等において男女の差別なく取り扱うよう留意します。				



2 家庭・地域における男女共同参画

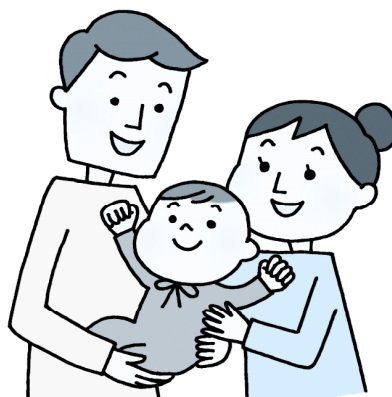
施策2-1 家庭生活における男女共同参画の推進

現状・課題

家庭のなかでは、依然として女性の育児や家事の役割の比重が大きく、男性の家庭生活への参画が遅れていることが課題となっています。

市民意識調査によると、家庭における男女の役割分担について、「そうじ・洗濯などの家事」「食事のしたく」「日用品の買物」といったいわゆる日常的な家事について女性が担っている割合が高くなっています（P13 参照）。また、家事・育児などに携わる平均的な時間も、女性では「3時間以上」が4割以上となっているのに対し、男性では「0～30分未満」が5割以上と、男女で大きく差がみられます（P14 参照）。男性だけでなく、女性にも家事や育児、介護は女性がするものであるという固定観念があり、それが家庭における男女共同参画の妨げの一因となっていることが考えられます。

家庭は子どもの教育の出発点であり、家庭において男女が協力し合う姿は、幼い頃からの男女共同参画の意識の醸成にも重要です。家庭における固定的性別役割分担意識を見直し、女性も男性も対等なパートナーとして互いに尊重し合いながら協力して暮らしていけるよう、各種講座などによる意識改革を行っていくことが重要です。



今後の方向性

①家事・育児・介護への男女共同参画の推進

男女共に家庭について責任を持ち、家事・育児・介護を協力しながら担うことの重要性を啓発します。

男性が家庭生活の能力を高められるよう、料理や子育て・介護に関する男性向け講座を開催するとともに、通常の講座においても、男性が参加しやすい内容にするなど、男性の参加を呼びかけます。

NO.	事業名	担当課	推進主体			
24	各種介護講座等への男性参加の推進	長寿課 福祉課	行政	事業者	教育 関係者	市民
	今後の方向性	男女が協力して介護を行えるよう、各種介護講座等への男性の参加を働きかけます。				
NO.	事業名	担当課	推進主体			
25	男性向け家事講座の開催	生涯学習課	行政	事業者	教育 関係者	市民
	今後の方向性	男女が協力して家事を行えるよう、料理などの家事講座は男性でも参加しやすい内容となるよう努めます。				
NO.	事業名	担当課	推進主体			
26	保健事業における父親・母親の子育て参加の推進	健康課	行政	事業者	教育 関係者	市民
	今後の方向性	パパママ教室の父親の参加日、乳幼児健康診査時の健康教育等で、家族が協力して育児をすることを推奨します。また、父母共に母子健康手帳の内容を理解することを啓発します。				

②男女平等の家庭教育の推進

男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し助け合えるよう、親や親になる前の人等を対象とした家庭教育について、学習機会の一層の充実を図ります。

NO.	事業名	担当課	推進主体			
27	子育て支援講座等における男女共同参画の啓発	こども課	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	家庭内における固定的な性別役割分担意識を解消するため、保護者向けの子育て講座、育児グループ支援等で、男女が協力して子育てをすることの重要性を啓発します。				
NO.	事業名	担当課	推進主体			
28	家庭教育関係講座等への男性参加の推進	こども課 生涯学習課	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	子育てや親子のふれあいなど家庭教育に関する講座等に、多くの男性が参加しやすいよう、開催日時等を工夫します。				



施策2-2 地域社会における男女共同参画の推進

現状・課題

核家族化や地域とのつながりの希薄化により、地域のなかでの相互扶助機能が低下しています。そのようななか、多様化・複雑化する地域課題を解決する地域力を向上していくためには、地域活動に多様な視点を取り入れる男女共同参画の取組が不可欠となっています。

男女共同参画の視点からみると、特に働き盛りの男性では、仕事の忙しさなどから活動に参加できず、地域との関わりを持ちづらい傾向にあります。そのため、定年退職後において地域で居場所をつくりづらい、といった課題がみられています。一方で、活動に参加する割合は女性の方が高く、活動主体が女性であるにも関わらず、役職者には男性が多いといった現状がみられます。地域等で活躍できる女性の育成を図るとともに、働く男女が共に地域活動に参画できるような仕組みづくりを進めていく必要があります。

今後の方向性

①男女が地域活動・行事に参加しやすくなるための条件整備

就労している人や転入者、定年退職者など、様々な市民が地域社会に一層参加できるよう、地域活動についての周知や参加の呼びかけを積極的に行うとともに、時間やプログラム、場所などについて配慮し、誰もが参加しやすい環境づくりを進めます。

NO.	事業名	担当課	推進主体			
29	市民団体への啓発	市民活動課	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	様々な市民団体の活動や行事において、企画段階から男女平等の視点を持ってなされるよう働きかけます。また、男女共に参加しやすいような時間・場所に配慮をするよう働きかけます。				
NO.	事業名	担当課	推進主体			
30	自治会等への啓発	市民活動課	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	自治会等の活動や行事において、企画段階から男女平等の視点を持ってなされるよう働きかけます。また、男女が共に参加しやすいような時間・場所に配慮をするよう働きかけます。				

NO.	事業名	担当課	推進主体			
31	定年退職者向け地域活動の紹介	長寿課 市民活動課	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	地域活動の情報を収集し、定年退職者等に紹介することにより、地域活動・行事に参加しやすい環境をつくり、地域活動の活性化を図ります。				

②地域活動における男女共同参画の推進

意欲や能力のある男女が活躍できるよう、地域活動の場における固定的な性別役割分担意識の解消を働きかけるとともに、重要な役職への女性の登用を促進します。

NO.	事業名	担当課	推進主体			
32	自治会等での重要な役職への女性の登用の働きかけ	市民活動課	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	自治会など地域の団体に対して、役員選定の際、性別にとらわれることのない登用を働きかけます。				
33	性別にとらわれることのないPTA活動等への参加啓発	生涯学習課 学校教育課	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	PTA役員や学校評議員において、性別にとらわれることのない参加の啓発に努めます。				
34	大会や競技会等における固定的な男女の役割分担の見直し	市民活動課	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	大会や競技会等の準備段階から、性別により業務の役割を区別しないようにするなど、地域活動における男女共同参画の推進を図ります。				

施策2-3 地域防災における男女共同参画の推進

現状・課題

平成23年3月に発生した東日本大震災では、地域防災分野における男女共同参画の視点からの配慮が不十分であったことによる、避難所運営や避難後の生活における様々な課題が報告されました。

市民意識調査によると、防災・災害復興対策で男女共同参画の視点に配慮して取り組む必要があると思うことについて、「避難所の設備（男女別トイレ・更衣室、防犯対策等）」「乳幼児、高齢者、障がい者、病人、女性のニーズの把握や物資を支給する際の配慮」等が指摘されています（P18参照）。

これまで、防災・災害時対策に女性の視点が反映されにくかった背景には、防災対策などの計画段階に、女性の参画が乏しかったことが理由の一つとして考えられます。南海トラフ巨大地震等の発生も危惧されるなか、地域防災分野における女性の参画を進めていくことが大切であると言われていています。

本市では、「尾張旭市地域防災計画」の見直しを行い、そのなかで、避難所運営や被災者の応急仮設住宅の管理運営にあたっての女性の意見を反映できるよう配慮する等、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める旨を明記しました。

①地域防災における男女共同参画

地域防災分野への女性の参画を促進し、女性の視点を盛り込んだ防災・災害時対策を講じます。

NO.	事業名	担当課	推進主体			
35	防災計画策定及び地域活動への女性参画促進	災害対策室	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	市民の生命、身体及び財産を災害から保護すべく、多様な地域住民の意見を反映した地域防災計画の策定や、地域の自主防災組織において男女双方の視点に基づいた活動が行えるよう女性の参画を進めます。				
NO.	事業名	担当課	推進主体			
36	男女共同参画による災害時活動の実施	災害対策室	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	災害応急対策として、男女のニーズの違いに対応できるよう、男女共同参画の視点に立った避難所の設営及び応急仮設住宅の管理運営を進めます。				

基本目標

3 労働における男女共同参画

施策3-1 女性の就労機会の拡大

現状・課題

近年、女性の社会進出が進み、様々な分野で活躍する女性が増えてきています。

本市でも、結婚・出産を機に退職する人の多い30歳代前半で労働力率が上昇してきているなど、結婚・出産後も働き続ける女性が増えていることがわかります。一方で、有配偶と未婚の女性の労働力率には大きく差が出ており、女性の就労継続や結婚・出産後の職場復帰に向けてはまだ課題が多いことがうかがえます。男性と比較してパートやアルバイトなど補助的な働き方をしている割合も高く、また、出産前は正職員であっても、再就職の際にはパートタイム労働となることが多いなど、短時間就労や多様な就労形態が可能である反面、様々な格差の問題を有しています（P11 参照）。

女性が自らの個性や能力を發揮できるよう、職業能力を向上させる学習機会の充実を図るとともに、結婚・出産後も働き続けられる多様な働き方の導入など、女性の多様な就労に対応した条件整備を進めていく必要があります。

また、結婚・出産により一度職場を離れた場合、再就職の年齢制限の壁に阻まれ、希望する職種に就けないという例も少なくありません。女性の再就職支援を行うとともに、年齢に関係なく、自分の裁量で仕事ができ、自身の能力を十分に活かすことのできる起業についても支援していくことが必要です。

今後の方向性

①女性の職業能力開発の支援

女性が職業能力を高められるよう、各種研修の情報提供に取り組みます。

NO.	事業名	担当課	推進主体			
37	職業能力向上を図る各種研修の情報提供	産業課 市民活動課	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	女性が働く意欲を高め、その能力を十分に發揮できるよう、関係機関と連携し、必要な情報提供に取り組みます。				

②多様な働き方の条件整備

事業主等に対して、女性の職種・職域の拡大についての理解の浸透を図るとともに、各種法制度を周知・啓発し、多様な雇用形態に関する理解を深めます。

NO.	事業名	担当課	推進主体			
38	事業主等に対する女性の職種・職域拡大の啓発	産業課 市民活動課	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	企業と就労者に対し、パンフレット等を通じて女性の職種・職域拡大の必要性を啓発します。				
NO.	事業名	担当課	推進主体			
39	事業主等への多様な就業形態、再雇用制度等の情報提供	産業課 市民活動課	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	女性が能力を発揮しやすい環境整備が図られるよう、多様な就業形態（フレックスタイム制、在宅勤務制等）や事例について情報提供を行うほか、子育て後に、経験を活かせる職場に復帰できるよう、再雇用制度の普及啓発を図ります。				
NO.	事業名	担当課	推進主体			
40	パートタイム労働法等の法令の周知	産業課 市民活動課	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	パートタイム労働者等の労働条件の向上を促進するため、パートタイム労働法等関連法規の広報・啓発活動を推進し、周知を図ります。				

③女性の再就職や起業への支援

一度離職した女性がライフスタイルに合わせて仕事や様々な社会活動に従事できるよう、再就職や起業についての情報提供を行います。

NO.	事業名	担当課	推進主体			
41	就業支援機関の情報提供・紹介	産業課 市民活動課	行政	事業者	教育 関係者	市民
	今後の方向性	女性の就職・再就職活動を支援するため、情報の提供や相談先の紹介を行います。				
NO.	事業名	担当課	推進主体			
42	起業支援情報の提供	産業課 市民活動課	行政	事業者	教育 関係者	市民
	今後の方向性	ウィルあいちが行う女性の起業相談など起業支援情報の提供を行います。				

施策3-2 ワーク・ライフ・バランスの推進

現状・課題

市民一人一人が多様な生き方を選択でき、充実した生活を送るためには、ワーク・ライフ・バランスを実現し、家族や地域社会の一員として責任を分かち合いながら積極的に活動できることが重要です。

国では、平成19年度に策定した「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」において、仕事と生活の調和の必要性を「個人」「社会全体」「個々の企業・組織」というそれぞれの観点から提唱しています。また、育児・介護休業法の改正などにより、仕事と家庭生活を両立しやすい環境の整備に取り組んでいます。

市民意識調査によると、男女が共に働きやすい職場をつくるため必要なことについて、「男女が共に育児休業、介護休業を取りやすくする」ことが最も高くなっています（P17 参照）。一方で、実際の男性の育児休業の取得率は低く、平成25年度に実施された「尾張旭市 子ども・子育てに関するアンケート調査」では、就学前児童の保護者の育児休業の取得率が、母親で27.7%に対して男性では1.9%と、大きく差が出ています。

ワーク・ライフ・バランスは個人の意識改革のみで実現できるものではなく、企業の理解・協力を得ながら職場環境を整備していくことが不可欠です。企業に対するワーク・ライフ・バランスについての啓発を進めるとともに、男女雇用機会均等法をはじめとする労働関連法令の周知を進め、男女平等の職場環境整備を進める必要があります。

また、本市では、国の動きに合わせ、平成27年度より、子ども・子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」の本格施行を予定しています。子育て支援の視点からもワーク・ライフ・バランスの実現は重要であり、仕事との両立を支える子育て支援サービスの充実も推進していく必要があります。

今後の方向性

①仕事と家庭生活を両立できる職場環境の整備

育児・介護休業制度の普及・啓発、多様な働き方が選べる条件整備、男女の働き方の見直しなど、仕事と家庭生活の両立を図る環境づくりを企業に働きかけるとともに、様々な制度について市民へ普及・啓発を図ります。

NO.	事業名	担当課	推進主体			
43	ファミリー・フレンドリー企業の普及・啓発	産業課 市民活動課	行政	事業者	教育 関係者	市民
	今後の方向性	ファミリー・フレンドリー企業に関する情報を提供し、企業への普及を促進します。				
NO.	事業名	担当課	推進主体			
44	企業に対するワーク・ライフ・バランスの意識啓発	産業課 市民活動課	行政	事業者	教育 関係者	市民
	今後の方向性	多様な働き方が可能な職場環境を実現できるよう、パンフレットの配布などを通じて、ワーク・ライフ・バランスの必要性や取組方法を企業へ啓発します。				
NO.	事業名	担当課	推進主体			
45	育児・介護休業制度の定着の促進	産業課 市民活動課	行政	事業者	教育 関係者	市民
	今後の方向性	男女が共に取得できる育児・介護休業制度について、実際に休暇が取得できる環境づくりについての情報を、企業へ提供します。				

②職場における男女平等についての啓発

職種に関わらず、男女が等しく能力を発揮できるよう、職場における男女平等についての啓発を推進します。

NO.	事業名	担当課	推進主体			
46	男女雇用機会均等法の定着の促進	産業課 市民活動課	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	男女雇用機会均等法に対する社会一般の理解を深めるため、男女雇用機会均等月間（6月）に合わせ、広報誌等で、法令の周知や関係機関が実施する講座・セミナーに関する情報提供を行います。				
NO.	事業名	担当課	推進主体			
47	農業・商工業等自営業における経営への男女共同参画の推進	産業課 市民活動課	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	男性と女性に対等なパートナーとして事業を営むことができるよう、関係機関（JA、商工会等）と連携協力し意識啓発に努めるほか、農商工業の女性組織の育成や交流活動を支援します。				

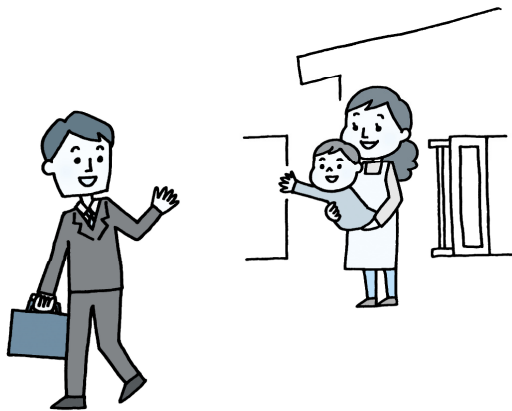


③ワーク・ライフ・バランスを支える子育て支援サービスの充実

女性が結婚・出産後も仕事を続けられ、また地域活動などにも参加できるよう、子どもの預かりの場を充実するとともに、事業の周知を進め、利用の円滑化を図ります。

NO.	事業名	担当課	推進主体			
48	託児ボランティア団体への支援	生涯学習課 健康課 こども課	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	子育て中の保護者が、学習活動に参加しやすいよう、託児ボランティア団体を支援します。				
NO.	事業名	担当課	推進主体			
49	ファミリー・サポート・センターの充実	こども課	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	保護者が地域活動や行事に参加する際に、援助会員が子どもを預かることができるファミリー・サポート・センター事業の充実を図ります。 また、男性・女性共に参加しやすいよう、土曜日にも登録説明会を開催します。				
NO.	事業名	担当課	推進主体			
50	放課後児童クラブの充実	こども課	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	保護者が就労などにより昼間家庭にいない場合などに、指導員のもと、小学生の授業後の生活の場を提供します。 利用者の拡大や高学年のニーズにも対応できるよう、施設改修や指導員の確保を進めます。				
NO.	事業名	担当課	推進主体			
51	病児・病後児保育の充実	こども課	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	病氣中、あるいは病氣の回復期のため、児童が保育園・幼稚園・小学校などに通えなかったり、保護者の都合で保育できなかったりする場合に、児童を施設で一時的に預かります。				

NO.	事業名	担当課	推進主体			
	多様な保育ニーズへの対応	こども課	行政	事業者	教育 関係者	市民
52	今後の 方向性	保護者の就労形態に応じた多様な保育ニーズに対応できるよう、延長保育や休日保育などを拡充します。				



基 本 目 標

4 意思決定の場における男女共同参画

施策4-1 政策・方針決定の場への女性の参画の拡大

現状・課題

政策・方針決定の場へ男女共同参画を進めることは、多様な価値観が反映された政策・方針をつくり出すために重要です。国の「第3次男女共同参画基本計画」において、今後取り組むべき喫緊の課題として「実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進」があげられており、平成32年（2020年）までに、指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度にするという目標が掲げられています。

国や愛知県の審議会等における女性委員の割合は、国が平成25年9月現在、34.1%、愛知県が平成26年4月現在、36.8%となっています。本市においては平成26年4月現在37.5%となっており、県内市町村のなかでも一番高く、女性の登用が進んでいる状況となっています。また、本市における課長級以上の管理職に占める女性職員登用率は平成26年4月現在で12.1%となっています。一方、市議会議員に占める女性の割合は平成26年4月現在15.8%であり、町内会・自治会などにおいては、女性が日常的な活動の担い手になることが多いにも関わらず、町内会長・自治会長に占める女性の割合は平成26年4月現在で8.4%と低くなっています（P12 参照）。

「尾張旭市男女共同参画推進条例」では、「社会のあらゆる分野の活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民、事業者及び教育関係者と協力し、積極的改善措置を行うよう努めるものとします」という「ポジティブ・アクション」の内容が定められています。市役所において女性の登用を率先して行っていくことで、市全体の気運を醸成していくことが重要です。

今後の方向性

①市が設置している審議会等への女性委員の登用推進

市が設置している審議会等の委員へ女性の積極的な登用を図るとともに、すべての附属機関等でどちらか一方の性に偏りが起きないようにします。

NO.	事業名	担当課	推進主体			
53	市が設置している審議会等への女性委員の積極的な登用、どちらか一方の性に偏らない委員の登用	人事課 市が設置している審議会等担当課	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	市が設置している審議会等の委員の女性登用率の目標を設定し、その実現に取り組めます。 また、すべての委員会の委員がどちらか一方の性に偏らないように努めます。				

②女性の管理職への登用推進

責任ある地位に男女が偏りなく就くことをめざし、女性の能力開発の支援を図りながら、女性の職員・教員の管理職等への登用を積極的に進めます。

NO.	事業名	担当課	推進主体			
54	企業・団体等に対する重要な役職への女性の登用の啓発	産業課 市民活動課	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	民間企業や団体等において、女性を管理職や代表者へ登用することにより、女性がより意思決定の場へ参画できるよう啓発に努めます。				
NO.	事業名	担当課	推進主体			
55	女性職員の管理職等への登用	人事課	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	尾張旭市人材育成基本方針に従い、女性職員の能力開発を進めるとともに、管理職への積極的な登用に努めます。				

NO.	事業名	担当課	推進主体			
	女性教員の管理職への登用	学校教育課	行政	事業者	教育関係者	市民
56	今後の方向性	女性教員の管理職への積極的な登用に努めます。				



施策4-2 女性が力を持った存在になることへの支援

現状・課題

全国的に少子高齢化が進んでおり、今後は一層の生産年齢人口の減少が予想されています。本市においても、働き盛りの世代の大幅な減少が予想されているなか、市の活力の維持・向上に向けては、女性の力を活かすことが不可欠となっています。

国においては、活力ある社会づくりに向け、平成20年に「女性の参画加速プログラム」を示し、あらゆる分野への女性の参画拡大と、指導的地位に占める女性の割合の増加をめざしています。

あらゆる分野に女性の参画を促進していくためには、女性自身の意識の醸成、能力の向上が不可欠です。女性が新しい分野へチャレンジし、生涯にわたりキャリアを形成していけるよう、人材育成の方法や多様な活躍事例、学習支援について情報を提供していくことが重要です。

今後の方向性

①女性のエンパワメントの推進

一人一人の女性が能力を開発し、社会活動に積極的に参画し、自立した個人として社会的責任を分担できる力をつけるため、講座の開催・紹介、情報提供等に取り組みます。

NO.	事業名	担当課	推進主体			
57	市民活動リーダーの育成	市民活動課	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	各種審議会や自治会役員など政策決定や意思決定の場に参画する女性を増やすため、女性リーダー育成セミナー等の情報提供を通じ、女性リーダーの育成を推進します。				
NO.	事業名	担当課	推進主体			
58	女性のロールモデルの発掘と活動事例の紹介	市民活動課	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	様々な働き方やキャリア形成に応じたロールモデルの発掘、活躍事例の提供を推進します。				

基本目標

5 誰もが安心して暮らせる環境の整備

施策5-1 女性の性や健康に関する理解の推進

現状・課題

男女共同参画社会の実現にあたっては、何よりもまず、市民一人一人が生涯を通じて健康で安心して暮らせる環境を整備していくことが重要です。

本市では、パパママ教室などを通じて、妊娠期・出産期における母体保護に関する知識の普及を行っています。こういった取組を一層充実し、男性の理解と協力を得ながら、女性が安心・安全な妊娠・出産を迎えられるよう支援していく必要があります。

また、近年若年層の人工妊娠中絶や、妊婦の喫煙など、女性の健康を阻害する要因が増加しています。男女共に、低年齢のうちから性に関する正しい知識と理解を得るための情報や学習機会の提供に取り組む必要があります。

今後の方向性

①妊娠・出産に関わる保健施策の充実

妊婦が安心して妊娠期を過ごし、出産に臨めるよう、健康診査や各種健康相談を通じ、母子の心身の健康確保に努めます。また、パパママ教室などを通じて、妊娠・出産期における母体保護の知識の普及を図ります。

NO.	事業名	担当課	推進主体			
	母体保護の普及・啓発	健康課	行政	事業者	教育関係者	市民
59	今後の方向性	パパママ教室、女性の健康診査事後教室、乳幼児健康診査時における教育内容などを充実し、妊娠期や出産における母体保護に関する知識の普及・啓発を図ります。				

NO.	事業名	担当課	推進主体			
60	妊婦健康診査の実施	健康課	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	安心して健康に妊娠期を過ごせるよう、妊婦健康診査受診票等を配布します。また、歯科検診の受診券も配布します。				
NO.	事業名	担当課	推進主体			
61	妊産婦へのきめ細かな相談・指導の実施	健康課	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	母子健康手帳交付時や、助産師の新生児訪問などにより、リスクを伴う可能性の高い妊婦及び妊娠経過中に異常がみられる妊産婦を把握し、相談や個別指導を展開します。また、医療機関との連携を進めます。				

②性に関する情報や学習機会の提供

望まない妊娠や性感染症を防止するため、学校の授業や保健福祉センターの講座等において性に関する正確な情報を提供し、子どもの頃からの性に関する正しい理解の浸透を図ります。

NO.	事業名	担当課	推進主体			
62	性に関する正確な理解の推進	健康課 学校教育課	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	身体の仕組み、性感染症、望まない妊娠の防止方法、自分の身体を大切にすること、異性を尊重することなどについて、学校や保健福祉センター等で学ぶ機会を設けます。				
NO.	事業名	担当課	推進主体			
63	性感染症予防の啓発	健康課 学校教育課	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	エイズ、淋病、クラミジアをはじめとする性感染症の予防について、学校の授業で扱ったり、ポスター・広報誌などによる啓発活動をしたりするとともに、市民対象の健康教育のなかに取り入れます。				

施策5-2 困難に直面する男女への支援

現状・課題

未婚・離婚率の増加や高齢化の進行により、ひとり親家庭や、高齢者の単身世帯が増加しています。

本市においても高齢化による高齢単身世帯が増加しており、その7割以上を女性が占めています（P9 参照）。女性の仕事が、家計の補助的収入を得るものと長らくみなされてきたこともあり、一般的に女性の高齢単身世帯や母子世帯では厳しい経済状況に置かれがちな傾向にあり、一方で、男性の高齢単身世帯や父子世帯では、地域でのネットワークが少なく、孤立しがちな傾向にあると言われていています。また、グローバル化の進展に伴い、市内在住の外国人が増加しており、複合的な困難を抱えがちな外国人に対する支援の充実が求められています。

困難を抱える人が身近な地域で安心して暮らせるよう、関係機関との連携を強化しつつ、経済的な自立支援、保健・医療・福祉サービスの充実など、多方面からの働きかけをしていく必要があります。

今後の方向性

①ひとり親家庭、在住外国人などへの支援

ひとり親家庭、在住外国人の自立、負担軽減のため、経済的支援や相談支援を行います。

NO.	事業名	担当課	推進主体			
64	ひとり親家庭の自立支援	こども課	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	母子家庭・父子家庭に対して、手当での支給を行うとともに、愛知県の就労支援相談員による相談や、子育て支援サービスを提供するなど自立を支援します。				
NO.	事業名	担当課	推進主体			
65	在住外国人への相談体制づくり	こども課 健康都市推進室	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	外国人の相談について、愛知県の女性相談センターやあいち国際プラザと連携し、相談に応じます。				

6 男女間のあらゆる暴力の根絶

施策6-1 暴力を未然に防止する仕組みづくり

現状・課題

配偶者や恋人からの暴力やストーカー、セクシュアル・ハラスメント、虐待などは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上であってはならない克服すべき大きな課題です。配偶者や恋人からの暴力等は、家庭内の問題、男女間の個人的な問題であるにとらえがちであり、周囲が気がつかないうちに、被害が潜在化・深刻化しやすい傾向にあります。

平成5年の国連総会で、「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択され、日本国内でも、親しい男女間に起こる暴力の防止、被害者の保護に向け、平成13年に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が制定されました。その後、平成16年、平成19年、平成25年に法改正が行われ、被害者保護の充実が図られてきました。しかし、女性への暴力の背景にある、性別による固定的な役割分担意識や、経済力の格差、暴力を容認する社会風潮などが複雑に絡み合い、女性への暴力の根絶には至っていません。

市民意識調査によると、DVの相談窓口を知っていると答えた人は、47.3%と半数に満たない状況です。また、本市における暴力被害の経験は女性8.3%、男性で3.2%となっており、決して少ない数ではありませんが、DV被害についての相談をしなかった人が半数近くを占めており、被害が潜在化しやすい傾向にあることがわかります（P19 参照）。

今後も、男女間のあらゆる暴力の防止に向け、DV、セクシュアル・ハラスメント等の行為は人権侵害であるという認識を広め、暴力を許さない社会意識の醸成に向けた取組を進めていく必要があります。

今後の方向性

①DVの防止に向けた情報提供や暴力を許さない意識の啓発

様々な媒体や機会を活用した広報・啓発活動を進め、社会全体でDVを根絶する気運を高めます。

NO.	事業名	担当課	推進主体			
66	DV、セクシュアル・ハラスメントなど暴力防止の意識啓発	こども課 市民活動課 産業課	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	広報誌・ホームページへの掲載、講座の参加者へのチラシ等の配布、公共施設の窓口へのチラシの設置、及び人権週間との連携推進により、暴力防止の意識啓発を図ります。				
NO.	事業名	担当課	推進主体			
67	DV防止法など各種法規の啓発	こども課 市民活動課 産業課	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	広報誌・ホームページへの掲載、公共施設の窓口へのチラシの設置等により、DV防止法、ストーカー規制法、男女雇用機会均等法（セクシュアル・ハラスメントの防止）など法規に関する情報提供を行うとともに、関係機関との連携を強化し、被害者が救済される手だてについての認識を広げます。				

②女性の人権擁護のための仕組みづくり

関係機関との連携を強化し、暴力の未然防止・早期発見に向けた体制の強化に努めます。

NO.	事業名	担当課	推進主体			
68	相談体制・救済ネットワークの充実	市民活動課 こども課	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	関係機関（愛知県の女性相談センター、市の相談窓口、人権擁護機関、警察など）との連携を強化して、暴力の防止、被害者の救済体制の充実を図ります。				

NO.	事業名	担当課	推進主体			
	性犯罪防止の取組	市民活動課	行政	事業者	教育 関係者	市民
69	今後の 方向性	暗がりを少なくする防犯灯の設置や維持管理に対する補助、地域防犯パトロールに対する支援、防犯講座や広報誌による啓発活動を行います。				



施策6-2 被害者支援の推進

現状・課題

配偶者や恋人からの暴力被害には、身体や生命を脅かされる危険性が伴う場合があり、身の危険を感じて保護を求めてきた被害者に対し、迅速かつ適切に安全を確保することは極めて重要となっています。

DV被害者を支援する側の理解や知識が十分でないために、被害者がさらに被害を受ける二次被害も問題となっており、被害者が安心して相談できるためには、相談員の資質の向上も不可欠となっています。

DV被害は、児童虐待、金銭的困難、健康問題など複合的な問題を抱えている場合も多く、より専門的な対応を迫られることから、関係機関との連携を強化することも求められています。

今後の方向性

①一時的な保護体制の確立

緊急の場合に、被害者やその同居家族の身の安全が確保され、必要な支援を受けることができるよう、保護体制の確保・充実を図ります。また、被害者が生活を再建する際には、加害者の追求から逃れて、社会生活が送れるよう、被害者の立場に立った自立支援を行います。

また、必要に応じて、遅滞なく専門的な支援が行えるよう、愛知県や他市町村との広域的な連携のほか、警察や関係機関とのネットワーク化に努めます。

NO.	事業名	担当課	推進主体			
70	被害者の緊急一時保護のための環境整備	こども課	行政	事業者	教育関係者	市民
	今後の方向性	被害者を一時的に保護するとともに、加害者から離れて自立した生活が送れるよう、入所施設の手配や就労指導などを行います。				

NO.	事業名	担当課	推進主体			
71	関係機関との連携体制の 確立	こども課	行政	事業者	教育 関係者	市民
	今後の 方向性	愛知県、児童相談所、警察などの関係機関と連携した被害者保護体制を確立 します。				

②相談・支援体制の強化

配偶者等からの様々な暴力に関して適切な相談支援が行えるよう、相談員の資質向上に向けた研修等を実施し、相談機能の強化に努めます。

NO.	事業名	担当課	推進主体			
72	相談員の資質の向上	こども課	行政	事業者	教育 関係者	市民
	今後の 方向性	DV被害者の相談、支援に携わる相談員の専門知識の習得や、研修の充実を 図ります。				
NO.	事業名	担当課	推進主体			
73	市職員に対する研修等の 充実	こども課	行政	事業者	教育 関係者	市民
	今後の 方向性	DVの二次被害を防ぐため、相談担当者及び関係職員に対するDVの知識の 普及を図り、資質の向上に努めます。				

第5章

計画の推進体制

1 推進体制

(1) 市における推進体制の強化

男女共同参画に関する施策は多岐にわたっており、様々な部署において推進されていくこととなります。そのためには、施策の担い手である市職員の一人一人が男女共同参画に関する理解を持ち、日頃から男女共同参画の視点を持って業務にあたっていくことが大切です。

職員研修の実施や、庁内における男女平等の職場づくりを進め、職員の意識の向上を図ります。また、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点から、女性だけではなく、男性がもっと子育ての喜びや責任を認識できるよう、積極的に育児休業を取得するよう働きかけていきます。

計画の推進にあたって、関係部署との連携や、共通認識・理解を図り、全庁的なさらなる環境整備を進めます。

事業名	担当課	推進主体			
男女が共に働くことができる職場環境づくり	人事課	行政	事業者	教育関係者	市民
今後の方向性	男女が共に働くことができる職場環境をつくるため、男女共同参画に関する職員研修の実施、女性の職員の職域拡大等に取り組みます。また、育児・介護休業等の円滑な取得の促進を図ります。				

(2) 市民との協働を支える推進拠点・ネットワーク

男女共同参画社会の実現のためには、行政はもちろん、市民、事業者、教育関係者、関係団体等の地域社会全体のそれぞれが推進主体として相互理解を深め、適切な役割分担のもと、協働しながら取組を展開することが重要です。今後も市民の理解と参画を得ながら、行政と市民、事業者、教育関係者、各種団体が一体となって男女共同参画社会の実現のための取組を進めるため、それを支える各種情報の収集及び提供、各種相談、学習や交流等を実施します。

事業名	担当課	推進主体			
市民団体やボランティア等と連携した事業の実施	市民活動課	行政	事業者	教育関係者	市民
今後の方向性	男女共同参画に関する講座の企画や運営を、市民団体やボランティア等と連携して実施します。 また、市民団体やボランティア等が行う男女共同参画に関する講座の企画や運営を支援します。				

2 進捗管理

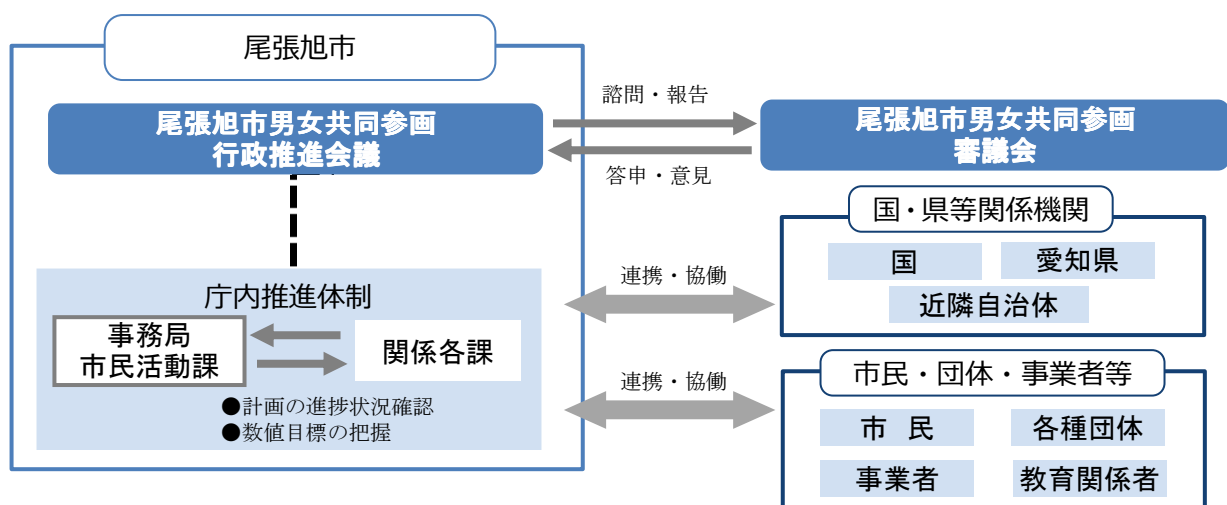
(1) 指標の設定

計画の実効性を高めるため、基本目標ごとに成果目標の設定を行い、事業の実績などを把握することにより、成果を客観的に把握します。

(2) 評価・検証

計画に掲げた個々の取組内容の実施状況や、指標の達成状況を毎年度把握・点検・評価し、その結果を次年度以降の事業実施に反映します。また、「尾張旭市男女共同参画審議会」を評価機関に位置づけ、毎年度進捗状況を報告し、チェックを受けることで、市民視点を取り入れたPDCAサイクルを確立します。

■計画の推進体制イメージ



第6章

成果目標

数値目標の設定

6つの基本目標ごとに、男女共同参画の推進状況を測る数値目標を設定します。

基本目標1 男女共同参画に関する学習・啓発

施策 番号	指標		現状値	目標値	
	内容	把握方法		平成31年度	平成36年度
1-1	社会全体での男女の平等感 （「社会全体」について「平等である」と回答した人の割合） 【市民活動課】	まちづくりアンケート において把握	36.2% （平成25年度）	38.0%	40.0%
1-2	学校教育における男女の平等感 （「学校教育」について「平等である」と回答した人の割合） 【市民活動課】	まちづくりアンケート において把握	80.9% （平成25年度）	85.0%	90.0%
1-2	男女共同参画に関する講座・セミナーの参加人数 【市民活動課】	行政資料	241人 （平成25年度）	260人	280人

基本目標2 家庭・地域における男女共同参画

	指標		現状値	目標値	
	内容	把握方法		平成31年度	平成36年度
2-1	家庭生活における平等感 （「家庭生活」について「平等である」と回答した人の割合） 【市民活動課】	まちづくりアンケート において把握	52.6% （平成25年度）	54.0%	56.0%
2-1	家事・育児参画への意識 （家事・育児に男性も参画すべきという考え方について「そう思う」と回答している人の割合） 【市民活動課】	まちづくりアンケート において把握	32.4% （平成25年度）	36.0%	40.0%
2-2	地域活動の場における平等感 （「地域活動」について「平等である」と回答した人の割合） 【市民活動課】	まちづくりアンケート において把握	64.8% （平成25年度）	65.0%	66.0%
2-3	防災会議における女性委員数 ※防災会議の委員数は23人 【災害対策室】	行政資料	3人 （平成26年度）	4人	6人

基本目標3 労働における男女共同参画

施策 番号	指標		現状値	目標値	
	内容	把握方法		平成31年度	平成36年度
3-1	職場における平等感 (「職場」について「平等である」と回答 した人の割合) 【市民活動課】	まちづくりアンケート において把握	38.6% (平成25年度)	44.0%	50.0%
3-2	ファミリー・サポート・センターの利 用延べ人数 【こども課】	行政資料	1,526人 (平成25年度)	1,700人	1,700人

基本目標4 意思決定の場における男女共同参画

施策 番号	指標		現状値	目標値	
	内容	把握方法		平成31年度	平成36年度
4-1	審議会における女性の割合 (各年4月における尾張旭市の審議 会、委員会の女性委員の割合) 【人事課】	行政資料	37.5% (平成26年度)	38.5%	40.0%
4-1	市の課長級以上の管理職に占 める女性職員登用率 【人事課】	行政資料	12.1% (平成26年度)	16.0%	20.0%
4-2	町内会長・自治会長の女性の割 合 【市民活動課】	行政資料	8.4% (平成26年度)	12.0%	15.0%

基本目標5 誰もが安心して暮らせる環境の整備

施策 番号	指標		現状値	目標値	
	内容	把握方法		平成31年度	平成36年度
5-1	パパママ教室の男性参加率 【健康課】	行政資料	29.1% (平成25年度)	34.0%	39.0%
5-1	母子・保健サービスに対する満足度 【健康課】	行政資料	77.7% (平成25年度)	80.0%	80.0%

基本目標6 男女間のあらゆる暴力の根絶

施策 番号	指標		現状値	目標値	
	内容	把握方法		平成31年度	平成36年度
6-1	DV経験のある市民の割合※ 【こども課】 (「DVを受けたことがある」と回答した人の割合)	まちづくりアンケート において把握	5.7% (平成25年度)	3.0%	0.0%
6-1	DVに関する相談窓口の認知度※ 【こども課】 (「相談窓口を知っている」と回答した人の割合)	まちづくりアンケート において把握	47.3% (平成25年度)	54.0%	60.0%

※現状値は平成25年度に実施した「市民意識調査」において把握。今後は、「まちづくりアンケート」において把握予定。

資料編

1 計画の策定体制

本計画は、市民団体や有識者による「尾張旭市男女共同参画審議会」及び行政組織である「尾張旭市男女共同参画行政推進会議」、「尾張旭市男女共同参画行政推進会議幹事会」、「尾張旭市男女共同参画行政推進会議幹事会ワーキング部会」において審議を重ね策定しました。

策定の過程においては、市民や男女共同参画に関する活動団体、企業などへの調査を通じ、尾張旭市における男女共同参画を取り巻く実態を把握しました。また、計画案に対するパブリックコメントを実施し、広く市民の意見を取り入るとともに、その反映に努めました。

2 尾張旭市男女共同参画審議会

(1) 男女共同参画審議会規則

尾張旭市規則第1号
尾張旭市男女共同参画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、尾張旭市男女共同参画推進条例（平成25年条例第34号）第23条第4項の規定に基づき、尾張旭市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員12名以内で組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 市民から公募した者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、市民生活部市民活動課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(任期の特例)

2 この規則の施行日以後最初に委嘱される委員の任期は、第2条第3項本文の規定にかかわらず、1年とする。

(2) 男女共同参画審議会委員名簿

(敬称略、順不同)

	氏 名	所属団体名等
会長	松田 照美	学識経験を有する者
副会長	岩田 敏子	その他市長が必要と認める者
委員	水野 稔夫	一般社団法人 尾張旭青年会議所
委員	岡崎 信久	連合愛知尾張東地域協議会
委員	奥村 紀代子	尾張旭市地域活動連絡協議会
委員	橋上 早苗	尾張旭市子育てサークル連絡会
委員	森島 一樹	社会福祉法人 尾張旭市社会福祉協議会
委員	松原 圭子	尾張旭市地域婦人団体連絡協議会
委員	佐藤 正幸	尾張旭市小中学校PTA連絡協議会
委員	多川 光和	その他市長が必要と認める者
委員	松澤 裕子	その他市長が必要と認める者
委員	田辺 はる子	公募市民

3

尾張旭市男女共同参画行政推進会議

(1) 尾張旭市男女共同参画行政推進会議設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現に関する施策について、総合的かつ効果的な推進を図るため、尾張旭市男女共同参画行政推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画社会の実現に関する総合的な施策の企画及び計画的な推進に関すること。
- (2) その他会長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、副市長をもって充てる。
- 3 副会長は、教育長をもって充てる。
- 4 委員は、別表1に掲げる職にある職員をもって充てる。

(会議)

第4条 推進会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 推進会議は、必要に応じて関係職員に推進会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第5条 推進会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる職にある職員をもって構成する。
- 3 幹事会は、市民生活部長が招集し、議長となる。
- 4 幹事会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 男女共同参画社会の実現に関する施策について、関係部局との連絡調整に関すること。
 - (2) その他幹事会が必要と認める事項に関すること。
- 5 幹事会は、必要に応じて関係職員に幹事会への出席を求め、意見を聞くことができる。

(ワーキング部会)

第6条 幹事会は、その所掌事務に関する事項を検討するため、ワーキング部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議に関する庶務は、市民生活部市民活動課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年5月10日から施行する。
- 2 尾張旭市男女共同参画推進本部設置要綱（平成16年6月15日施行）は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成19年6月30日までの間は、第3条第3項中「教育長」を「収入役及び教育長」に読み替える。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

別表1 尾張旭市男女共同参画行政推進会議

区 分	役 職
委 員	企画部長
委 員	総務部長
委 員	市民生活部長
委 員	健康福祉部長
委 員	都市整備部長
委 員	消防長
委 員	教育部長
委 員	議会事務局長
委 員	監査委員事務局長
委 員	健康都市推進室長
委 員	生涯学習課長
委 員	子育て支援室長
委 員	こども課主幹（指導保育士）

※ 参考

区 分	役 職
会 長	副 市 長
副会長	教 育 長

別表2 尾張旭市男女共同参画行政推進会議幹事会

区 分	役 職
議 長	市民生活部長
幹 事	人事課長
幹 事	企画課長
幹 事	情報課長
幹 事	行政課長
幹 事	災害対策室長
幹 事	産業課長
幹 事	福祉課長
幹 事	長寿課長
幹 事	こども課長
幹 事	健康課長
幹 事	学校教育課長
幹 事	保険医療課長
幹 事	都市計画課長
幹 事	生涯学習課長補佐
幹 事	上水道課長補佐
幹 事	会計課長補佐
幹 事	文化スポーツ課長補佐

(2) 尾張旭市男女共同参画行政推進会議幹事会ワーキング部会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、尾張旭市男女共同参画推進会議設置要綱第6条に基づき、尾張旭市男女共同参画行政推進会議幹事会ワーキング部会（以下「部会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 部会の職務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画社会の実現に関する施策の企画及び推進に関すること。
- (2) その他会長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 部会は、幹事会幹事の所属する課等から幹事が推薦した職員をもって組織する。
2 部会には会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
3 会長は、会務を総理する。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集し、議長となる。

(庶務)

第5条 部会に関する庶務は、市民生活部市民活動課において処理する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年5月10日から施行する。
- 2 尾張旭市男女共同参画プラン策定部会設置要綱（平成16年6月15日施行）は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(3) 尾張旭市男女共同参画行政推進会議委員名簿

	氏 名	役職名
会長	秋田 誠	副市長
副会長	玉置 基	教育長
委員	川原 芳久	企画部長
委員	野村 孝二	総務部長
委員	小池 勲	市民生活部長
委員	若杉浩二	健康福祉部長
委員	長江 均	都市整備部長
委員	大脇 伸雄	消防長
委員	長江 建二	教育部長
委員	森 重憲	議会事務局長
委員	加藤 雄二	監査委員事務局長
委員	鬼頭 純子	健康都市推進室長
委員	平野 良子	生涯学習課長
委員	阿部 智晶	子育て支援室長
委員	松浦 琴美	こども課主幹（指導保育士）

(4) 尾張旭市男女共同参画行政推進会議幹事会幹事名簿

	氏 名	役職名
議長	小池 勲	市民生活部長
幹事	戸田 元	人事課長
幹事	酒井 清隆	企画課長
幹事	大津 公男	情報課長
幹事	木上 恒夫	行政課長
幹事	伊藤 成人	災害対策室長
幹事	加藤 仁重貴	産業課長
幹事	若杉 英明	福祉課長
幹事	滝本 弘一	長寿課長
幹事	萬谷 久幸	こども課長
幹事	竹内 元康	健康課長
幹事	姫岩 弘治	学校教育課長
幹事	森 喜久子	保険医療課長
幹事	鈴木 昌尚	都市計画課長

氏 名		役職名
幹事	坂田 みどり	生涯学習課長補佐
幹事	松野 宏美	上水道課長補佐
幹事	西尾 頼子	会計課長補佐
幹事	関本 さゆり	文化スポーツ課長補佐

(5) 尾張旭市男女共同参画行政推進会議幹事会ワーキング部会委員名簿

氏 名		所属課
会長	大東 恭子	情報課
副会長	加藤 博英	災害対策室
委員	松平 康介	人事課
委員	塚本 辰典	企画課
委員	喜多野 純子	行政課
委員	水野 洋子	産業課
委員	佐藤 隆亮	福祉課
委員	高倉 哲郎	長寿課
委員	二村 真帆	こども課
委員	清水 直己	健康課
委員	森 朋宣	学校教育課
委員	天野 佳子	保険医療課
委員	川本 直美	都市計画課
委員	太田 篤雄	生涯学習課
委員	天野 穂高	上水道課
委員	久保 佳子	会計課
委員	森永 久美	文化スポーツ課

4 策定経過

(1) 平成 25 年度

年月日	内 容
10月9日	第1回尾張旭市男女共同参画プラン推進懇話会 ・「第2次尾張旭市男女共同参画プランの策定」について
11月26日	第2回尾張旭市男女共同参画プラン推進懇話会 ・「第2次尾張旭市男女共同参画プラン策定に係る市民意識調査」について
1月10日～1月27日	市民意識調査の実施
3月12日	第3回尾張旭市男女共同参画プラン推進懇話会 ・「第2次尾張旭市男女共同参画プラン策定に係る住民意識調査報告書」について ・「尾張旭市男女共同参画審議会」について

(2) 平成 26 年度

年月日	内 容
9月2日	第1回尾張旭市男女共同参画審議会 ・会議公開の了承について ・会長・副会長の選出について ・第2次尾張旭市男女共同参画プラン施策体系及び骨子案について
9月～11月	団体・企業ヒアリング調査の実施
10月8日	尾張旭市男女共同参画行政推進会議幹事会ワーキング部会 ・「第2次尾張旭市男女共同参画プラン（案）」について
10月15日	尾張旭市男女共同参画行政推進会議幹事会 ・「第2次尾張旭市男女共同参画プラン（案）」について
10月22日	尾張旭市男女共同参画行政推進会議 ・「第2次尾張旭市男女共同参画プラン（案）」について
11月17日	第2回尾張旭市男女共同参画審議会 ・「第2次尾張旭市男女共同参画プラン【素案】」について
12月8日	第3回尾張旭市男女共同参画審議会 ・「第2次尾張旭市男女共同参画プラン【素案】」について ・成果目標について ・パブリックコメントについて
12月24日～1月23日	パブリックコメントの実施
2月12日	第4回尾張旭市男女共同参画審議会 ・パブリックコメントによる意見募集の実施結果について ・「第2次尾張旭市男女共同参画プラン【概要版】」について ・「第2次尾張旭市男女共同参画プラン【素案】」について

5 用語解説

あ行	
アクション・プラン	数値目標や具体的な行動指標などを明確化し、実施に移すことを目的とした行動計画のこと。
M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があることを表している。
エンパワーメント	自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場などあらゆる分野で政治的、経済的、社会的、文化的な力をつけること。また、そうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し行動していくこと。
か行	
隠れたカリキュラム	「校長は男性」「生徒会長は男の子」といった、日常生活のなかで無意識のうちに児童生徒に伝わる行動様式や性別役割などの知識のこと。
固定的性別役割分担	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。 「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等の固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例をいう。
さ行	
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）ではなく、社会によって作り上げられた社会通念や慣習のなかの「男性像」、「女性像」のこと。
人権週間	毎年12月10日を最終日とする1週間（12月4日から同月10日まで）のこと。この「人権週間」では、人権尊重思想の普及高揚を図る活動が行われている。
セクシュアル・ハラスメント	性的ないやがらせのこと。特に雇用の場においては、「職場（労働者が業務を遂行する場所）において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により、女性労働者がその労働条件につき不利益を受けることまたは性的な言動により女性労働者の就業環境が害されること」とされている。

た行	
DV(ドメスティック・バイオレンス)	配偶者(事実婚、別居を含む)やパートナーなど親密な関係にある(あった)人から振るわれる暴力のこと。暴力には殴る蹴るなどの暴力のみならず、威嚇する、生活費を渡さない、仕事につかせない、性行為の強要、外出や交友関係を制限して孤立させるといった精神的な苦痛や経済的な抑圧なども含まれる。また、子どもにも暴力をみせることも含まれる。
な行	
二次被害	DV被害者を支援する側が、DV被害者の置かれている状況やDV自体に関して理解が不足しているために被害者に対して不適切な対応をとることにより、被害者がさらに被害を受けること。
は行	
パワー・ハラスメント	職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範ちゅうを超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えること。
ファミリー・フレンドリー企業	愛知県における企業のなかで、仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業のこと。
フレックスタイム制	1か月以内の一定期間(清算期間)における総労働時間をあらかじめ決めておき、労働者がその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定し働く制度のこと。労働者がその生活と業務の調和を図りながら、効率的に働くことができ、労働時間を短縮しようとするもの。
ポジティブ・アクション(積極的改善措置)	固定的性別役割分担意識や過去の経緯から、営業職に女性はほとんどいない、課長以上の管理職は男性が大半を占めている等の差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようとする自主的かつ積極的な取組。
ま行	
メディア・リテラシー	メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のこと。具体的には、メディア内容を主体的かつ客観的に解釈し、選択し、使いこなす能力のこと。また、メディアを使って表現する能力も指す。

ら行	
ロールモデル	将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考とする役割モデルのこと。
や行	
ユニバーサルデザイン	可能な限りすべての人を対象として想定し、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」デザインすること。
わ行	
ワーク・ライフ・バランス	誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

6 男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会

の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方

針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について

の報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に

関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努

めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、

内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた意見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二十三日法律第七十八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則(平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)

は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

7

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抜粋）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」

とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出を

していないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

前文

私たちのまち尾張旭市は、男女が真に対等な市民として、性別に関わりなく持てる力を発揮し、人権を尊重し、平和で豊かな地域づくりと誰もが喜びと責任を分かち合えるまちづくりを通して、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいます。

しかし、今もなお、性別による固定的な役割分担意識を背景として、男女が共に持てる力を十分に発揮することを阻害する社会制度及び慣行が根強く残っており、本市においても男女共同参画社会の実現にまだまだ多くの課題があります。

そのため、男女共同参画社会を実現するに当たり、市、市民、事業者及び教育関係者が協働して様々な課題解決に積極的に取り組み、まち中に元気があふれ、市民一人一人が輝くまち尾張旭市を実現するため、この条例を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、尾張旭市における男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義を次のように定めます。

(1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を享受することができ、かつ、共に責任

を担うことをいいます。

(2) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤又は通学する者をいいます。

(3) 事業者 市内において営利、非営利を問わず事業を行う個人及び法人をいいます。

(4) 教育関係者 市内においてあらゆる教育に携わる者をいいます。

(5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動又は性別による固定的役割分担意識に基づく言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は生活環境を害することをいいます。

(6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等親密な関係にある又は親密な関係にあった異性から振るわれる身体的又は精神的な苦痛を与えられる暴力的行為をいいます。

(7) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれかに対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において行われなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、直接的であるか間接的であるかを問わず性別を理由に差別的取扱いを受けることなく、その個人としての能力を発揮する機会が確保され、その他の男女の人権が尊重されること。

(2) 性別による固定的役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

(3) 男女が社会の対等な構成員として、市における施策又は事業者における方針の立案及び

決定に、共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動と地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における活動とを両立できるよう配慮されること。

(5) 男女共同参画の推進に向けた取組は、国際的な視野を持って行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」といいます。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含みます。以下同じです。)を総合的に策定し、及び実施しなければなりません。

2 市は、市民、事業者、教育関係者、国及び他の地方公共団体と連携を図りながら、協力して男女共同参画の推進に取り組まなければなりません。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するものとします。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業を行うに当たっては、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するものとします。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、基本理念にのっとり、家庭教育、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育の場において、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するものとします。

第2章 性別による権利侵害の禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、次に掲げる男女共同参画を阻

害する行為を行ってはなりません。

(1) 性別を理由にした差別的取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント

(3) ドメスティック・バイオレンス

(市民に広く表示する情報への配慮)

第9条 何人も、市民に広く表示する情報において、次に掲げる表現を行わないように配慮し、その情報が社会に及ぼす影響を考慮しなければなりません。

(1) 性別による固定的な役割分担を正当化し、及び助長する表現

(2) 男女間の直接的であるか間接的であるかを問わず身体的又は精神的な暴力を正当化し、及び助長する表現

(3) 過度の性的な表現

第3章 基本的施策

(基本計画の策定)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」といいます。)を定めるものとします。

2 市は、基本計画を定めるに当たり、あらかじめ尾張旭市男女共同参画審議会(以下「審議会」といいます。)の意見を聴くものとします。

3 市は、基本計画を定めるに当たり、市民、事業者及び教育関係者の意見を反映するよう努めるものとします。

4 基本計画の変更については、前2項の規定を準用します。

5 市は、基本計画を定めたとき又は変更したときは、これを公表するものとします。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市は、あらゆる施策の策定及び実施に当たり、男女共同参画の推進に努めなければなりません。

(積極的改善措置)

第12条 市は、社会のあらゆる分野の活動において、男女間に参画する機会の格差が生じて

いる場合は、市民、事業者及び教育関係者と協力し、積極的改善措置を行うよう努めるものとします。

(市民、事業者及び教育関係者の理解を深めるための措置)

第13条 市は、男女共同参画に関する市民、事業者及び教育関係者の理解を深めるため、広報活動等を行うとともに、家庭教育、学校教育、社会教育その他の教育のあらゆる分野において、男女共同参画に関する教育及び学習を促進するための必要な措置を行うよう努めるものとします。

(雇用の分野における男女共同参画の推進)

第14条 市は、市民及び事業者が実施する雇用の分野における男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報提供その他の必要な措置を行うよう努めるものとします。

(家庭生活とそれ以外の活動との両立支援)

第15条 市は、男女が共に子育て、介護その他の家庭生活における活動と地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における活動とを両立することができるよう、環境整備などの必要な支援を行うものとします。

(市民活動等への支援)

第16条 市は、男女共同参画を推進する活動を行う市民及び団体等に対し、必要な情報の提供及び支援を行うものとします。

(国際的協調)

第17条 市は、国際的な理解及び協調の下に男女共同参画を推進するため、国際的な視野を持って、情報の収集その他必要な措置を行うよう努めるものとします。

(調査研究)

第18条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため必要な調査研究を行うものとします。

(推進体制の整備)

第19条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な推進体制を整備す

るものとします。

(実施状況の公表)

第20条 市は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する報告書を作成し、これを公表するものとします。

第4章 意見及び相談の対応

(市が実施する施策に対する申出)

第21条 市民、事業者及び教育関係者は、市に対し、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての意見を申し出ることができます。

2 市は、前項の規定による申出があった場合は、適切な処理を行うとともに、その内容について市長が必要と認めるときは、審議会に報告し意見を聴くものとします。

(権利侵害の相談の申出)

第22条 市民、事業者及び教育関係者は、市に対し、男女共同参画を阻害する性別による権利の侵害に関する相談を申し出ることができます。

2 市は、前項の規定による申出があったときには、必要に応じて当該申出に係る関係機関と連携し、適切な措置を行うものとします。

第5章 男女共同参画審議会

(審議会)

第23条 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、審議会を置きます。

2 審議会は、市長からの諮問に応じ、基本計画の策定及び変更その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査し、又は審議します。

3 審議会は、前項の規定により調査し、又は審議した事項に関しては、市長に意見を述べることができます。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

第6章 雑則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めま
す。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行
します。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に策定されている尾
張旭市男女共同参画プランは、第10条第1項
の規定に基づき策定された基本計画とみなし
ます。

■男女共同参画を取り巻く社会の動向

昭和50年～平成6年

年	世界	日本	愛知県	尾張旭市
昭和50年 (1975年)	国際婦人年(目標:平等、発展、平和) 国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催		
昭和51年 (1976年)			総務部に「青少年婦人室」設置	
昭和52年 (1977年)		「国内行動計画」策定 「国立婦人教育会館」開館		
昭和54年 (1979年)	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択			
昭和55年 (1980年)	「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択			
昭和56年 (1981年)		「国内行動計画後期重点目標」策定		
昭和58年 (1983年)				
昭和60年 (1985年)	「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「国籍法」の改正 「男女雇用機会均等法」の公布 「女子差別撤廃条約」批准		
昭和61年 (1986年)		婦人問題企画推進本部拡充:構成を全省庁に拡大 婦人問題企画推進有識者会議開催		
昭和62年 (1987年)		「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」策定		
平成元年 (1989年)			女性行動計画「あいち女性プラン」策定	
平成2年 (1990年)	国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			
平成3年 (1991年)		「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画(第一次改定)」策定 「育児休業法」公布		
平成5年 (1993年)	「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択		「青少年婦人室」から「青少年女性室」へ名称変更	
平成6年 (1994年)		男女共同参画室・男女共同参画審議会(政令)・男女共同参画推進本部設置		

国際婦人の10年

平成7年～平成18年

年	世界	日本	愛知県	尾張旭市
平成7年 (1995年)	第4回世界女性会議 (北京)「北京宣言及び 行動綱領」採択	「育児休業法」改正 「介護休業制度」法制化		
平成8年 (1996年)		「男女共同参画2000年プラン」策定	愛知県女性総合センター 「ウィルあいち」開館	
平成9年 (1997年)		男女共同参画審議会設置法 施行 「男女雇用機会均等法」一部 改正 「介護保険法」公布	「あいち男女共同参画 2000年プラン」策定	
平成11年 (1999年)		男女共同参画社会基本法成 立(平成13年同法施行)		
平成12年 (2000年)	国連特別総会「女性 2000年会議」開催(ニ ューヨーク国連本部)	「男女共同参画基本計画」閣 議決定	「総務部青少年女性室」 から「県民生活部社会活 動推進課男女共同参画 室」へ名称変更	
平成13年 (2001年)		男女共同参画会議設置 内閣府に男女共同参画局が 新設 「配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に関する 法律」成立、一部施行 「仕事と子育ての両立支援 策の方針について」閣議決定	「あいち男女共同参画プ ラン 21～個性が輝く社 会をめざして～」策定	
平成14年 (2002年)		「配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に関する 法律」完全施行	「愛知県男女共同参画推 進条例」施行	「尾張旭市男女共同参画 推進懇話会」発足
平成15年 (2003年)		「女性のチャレンジ支援策の 推進について」男女共同参画 推進本部決定 「少子化社会対策基本法」「次 世代育成支援対策推進法」成 立		
平成16年 (2004年)		「配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に関する 法律」の一部改正 「配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護のための 施策に関する基本的な方針」 策定		「尾張旭市第4次総合計 画」策定(分野別計画に 「男女共同参画社会の形 成」を位置づけ) 尾張旭市男女共同参画プ ラン策定懇話会発足 「尾張旭市男女共同参画 社会実現に向けての提 言」(尾張旭市男女共同参 画推進懇話会)
平成17年 (2005年)	第49回国連婦人の地位 委員会「北京+10」開 催(ニューヨーク国連 本部)	「男女共同参画基本計画(第 2次)」閣議決定 「女性の再チャレンジ支援 プラン」策定	「あいち子育て・子育て 応援プラン」策定 「配偶者からの暴力防止 及び被害者支援基本計 画」策定	「尾張旭市男女共同参画 プラン」策定
平成18年 (2006年)		「男女雇用機会均等法」改正	【あいち男女共同参画プ ラン 21～個性が輝く社 会をめざして～】改定	

平成 19 年～平成 27 年

年	世界	日本	愛知県	尾張旭市
平成 19 年 (2007 年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部改正 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	愛知県少子化対策推進条例施行	
平成 20 年 (2008 年)		「女性の参画加速プログラム」策定	「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（2次計画）」策定	
平成 21 年 (2009 年)		「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」改正		「尾張旭市男女共同参画プラン」中間見直し
平成 22 年 (2010 年)	第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」開催（ニューヨーク国連本部）	「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定		
平成 23 年 (2011 年)	（UN Women）【ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関】正式発足		「あいち男女共同参画プラン 2011-2015～多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」策定	
平成 24 年 (2012 年)		「子ども・子育て支援法」成立	「あいち仕事と生活の調和行動計画」策定	
平成 25 年 (2013 年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部改正	「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（3次計画）」策定 「あいち女性の活躍促進プロジェクトチーム」設置	
平成 26 年 (2014 年)		「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置	「県民生活部社会活動推進課男女共同参画室」から「県民生活部男女共同参画推進課」へ組織変更	「尾張旭市第五次総合計画」策定 尾張旭市男女共同参画推進条例施行 「尾張旭市男女共同参画審議会」設置
平成 27 年 (2015 年)				「第2次尾張旭市男女共同参画プラン」策定



第2次尾張旭市男女共同参画プラン
平成 27～36 年度(2015～2024 年度)

発 行 : 尾張旭市
編 集 : 尾張旭市 市民生活部 市民活動課
住 所 : 〒488-8666
愛知県尾張旭市東大道町原田 2600—1
T E L : 0561(76)8126
F A X : 0561(52)0831
発行年月 : 平成 27 年3月

みんなで支えあう
緑と元気あふれる
住みよいまち
尾張旭

